

平成 2 9 年第 3 回
笠置町議会定例会会議録
(第 1 号)

平成 2 9 年 9 月 1 3 日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成29年 9 月13日　水曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開　　会	平成29年 9 月13日 9 時30分			議長	杉　岡　義　信	
	散　　会	平成29年 9 月13日 15時09分			議長	杉　岡　義　信	
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏　　名	出欠	議席番号	氏　　名	出欠	出席 8 名 欠席 0 名
	1	西岡良祐	○	5	大倉　博	○	
	2	西　昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出　健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地 方 自 治 法 第121条の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏　　名	出欠	職	氏　　名	出欠	出席 7 名 欠席 1 名
	町　　長	西村典夫	○	建設産業課 長	石川久仁洋	○	
	副 町 長	青柳良明	○	人権啓発課 長	増田好宏	○	
	総務財政課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	地方創生 担当参事 兼 保 健 福祉課長 事務取扱	東　達広	○	
	企画観光課 長	小林慶純	×	税住民課長	由本好史	○	
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務局 長	穂森美枝	○	局長補佐	藤田利則	○	
会　議　録 署 名 議 員	2　番	西　　　昭　夫		3　番	向　出　　　健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会　議　に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成29年第3回笠置町議会会議録

平成29年9月13日～平成29年9月27日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

平成29年9月13日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 認定第1号 平成28年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第5 認定第2号 平成28年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第6 認定第3号 平成28年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第7 認定第4号 平成28年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第8 認定第5号 平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ことしの夏は猛暑が続き、例年にない暑さでしたが、ようやく朝夕涼しくなっただけです。体調を崩さないようお祈り申し上げます。

本日、ここに平成29年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成29年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

企画観光課長から、病気のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、西昭夫君及び3番議員、向出健君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月27日までの15日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る7月21日、京都ルビノ堀川におきまして京都府町村議会議員研修会が開催されました。私も町村議会人は、地方公共団体の果たすべき役割の重大さを十分に認識し、地域住民の代表として地方自治の本旨に基づき、町村議会の責務と役

割の重大さを自覚するとともに、地方自治の振興発展に尽くし、議員としての資質のさらなる向上及び情報収集を図る目的の研修でありました。

9月4日、京都府町村議会議長会主催により府政懇談会が開催されまして、京都府知事を初め副知事、府幹部の御出席をいただき、各町村の要望を行いました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

なお、議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第3回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

ようやく夏の暑さも和らぎ、朝晩は過ごしやすい気候となつてまいりましたが、まだまだ日中は残暑も厳しく、皆様におかれましては体調管理に十分御留意いただきたいと存じます。

各地では豪雨による被害が発生しております。被害を受けられた皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

当町におきましては、幸いなことに大きな被害は発生しておりませんが、土砂災害警戒区域も多くありますので、これからシーズンを迎える台風や洪水などの自然災害に対して十分な注意と対策について、いま一度確認する必要があると感じております。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず、地方創生について報告させていただきます。

8月31日に、わかさぎの羽ばたくまち笠置創生委員会を開催し、平成28年度に実施しました地方創生事業について事業実施の効果検証をしていただき、事業の執行管理や今後の取り組みに対し御意見をいただいたところでございます。PDCAサイクルにより、より効果的な事業実施を進めたいと考えております。

8月16日に開催をしていただきました笠置ゆかた祭りは、映画「笠置ROCK!」で、住民の皆様に参加いただいた笠置音頭を復活させようと有志の方々により取り組んでいただきました。継続した事業になるよう応援させていただきたいと思っております。

4月から笠置まちづくり株式会社で管理運営いただいているJR笠置駅は、テナント部分にカフェ、ネイルサロンが入居されました。店名は「STATION!!」で、8月5日の夏まつりにあわせプレオープンをされました。また、テナントの一部は観光案内所として開

設され、和菓子の委託販売も行われています。グランドオープン、11月19日のもみじまつりとお茶の京都博のイベントと絡めてオープニングイベントを開催する予定でございます。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、決算認定5件、議事案件は補正予算4件を含む5件でございます。

なお、決算監査につきましては、8月9日と10日の2日間で、各課の監査をお願い申し上げました。後ほど意見書として御説明いただけたと思いますが、講評では、町税などの未収金の取り扱いや不納欠損処分への取り扱い、団体補助金の明確化、地方創生事業の効果的な運用などについて御意見をいただきました。御指摘いただいた内容については速やかに対応していくよう指示いたしましたところでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、認定第1号、平成28年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第1号、平成28年度笠置町一般会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成28年度笠置町一般会計の歳入総額17億1,165万4,380円、歳出総額16億3,868万9,565円、歳入歳出差引額7,296万4,815円、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源3,079万4,000円、継続費として翌年度に繰り越すべき財源200円、実質収支額4,217万615円、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れる額は2,110万円となっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、平成28年度一般会計歳入歳出決算につきまして概要説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、先日の常任委員会で御指摘いただきました参考資料につきましては、修正したものをお渡しさせていただきました。それにより説明させていただきたいと思いま

す。

それと、それに加えて修正をお願いしたい箇所がもう1点ございます。申しわけありません。

一般会計、歳入の12ページをお願いいたします。

12ページ、町税、中段になります。町税、固定資産税の現年課税分の備考欄、内訳欄の金額が少し間違っておりました。総額については変わりません。家屋の部分です。2,909万2,200円を2,909万2,425円に修正をお願いいたします。200円の部分を425円に修正いただきますようお願いいたします。

それと、もう1点でございます。

修正というのではないんですけれども、ちょっと補足説明を先にさせていただきたいと思っています。

132ページ、お願いいたします。

一番上の行でございます。笠置町観光協会補助金90万円とございます。当初予算の審議の中で、存在しない団体ではないかということで御指摘を受けておりました。この決算書につきましては、会計システムのシステム上、予算書に記載されました内容がそのまま引き継がれております。平成28年度の当初予算に記載されました備考欄の文言がそのまま決算書にも反映されるというシステムとなっております。この観光協会の事業を引き継がれた一般社団法人観光笠置への補助金ということで御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。

決算書につきましては1ページと、参考資料は2ページをお願いいたします。

本年度の予算規模につきましては、1ページに記載させていただいておりますとおりでございます。

それでは、町税から説明させていただきます。

説明に当たりまして、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額、収入未済額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 款町税、1 億5, 6 1 4 万8, 0 0 0 円、1 億6, 8 6 0 万9, 8 5 6 円、1 億5, 6 2 4 万4, 8 4 2 円、7 5 万5, 2 7 9 円、1, 1 6 0 万9, 7 3 5 円。

2 款地方譲与税、6 3 0 万円、6 0 5 万5, 0 0 0 円、収入済額、同じく6 0 5 万

5, 000円です。

3款利子割交付金、41万円、調定額、収入済額とも23万円です。

4款配当割交付金、133万1,000円、調定額、収入済額ともに75万円です。

5款株式等譲渡所得割交付金、43万8,000円、調定額、収入済額とも43万8,000円。

6款地方消費税交付金、2,517万円、調定額、収入済額とも2,517万5,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、4,200万円、3,708万2,842円。

8款自動車取得税交付金、130万円、調定額、収入済額とも194万8,000円。

9款地方特例交付金、7万2,000円、調定額、収入済額ともに7万2,000円。

ページをめくりまして、10款地方交付税、7億9,468万9,000円、調定額、収入済額とも7億9,468万9,000円。

11款分担金及び負担金、335万8,000円、377万3,613円、372万2,173円、5万1,440円。

12款使用料及び手数料、1,441万7,000円、1,733万126円、1,346万4,720円、386万5,406円。

13款国庫支出金、3億7,309万4,000円、2億3,781万2,052円。

14款府支出金、1億2,910万7,000円、調定額、収入済額ともに1億2,355万7,795円。

15款財産収入、534万円、調定額、収入済額ともに551万7,351円。

16款寄附金、67万5,000円、調定額、収入済額ともに67万4,300円。

17款繰入金、1,549万6,000円、調定額、収入済額ともに1,357万2,081円。

18款繰越金、6,961万4,484円、調定額、収入済額ともに6,961万4,785円。

5ページにまいります。

19款諸収入、6,017万8,000円、調定額、収入済額ともに5,955万7,439円。

20款町債、2億8,777万7,000円、調定額、収入済額ともに1億6,147万7,000円。

調定額が１億２，７９３万６，２４０円に對しまして、歳入済額が１億１，１６５万４，３８０円、不納欠損額７５万５，２７９円で、収入未済額が１，５５２万６，５８１円となっております。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、翌年度繰越額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

１款議会費、４，１１７万３，７２０円、４，０８８万３，０４６円、２９万６７４円。

２款総務費、７億２，９２０万４，８４０円、５億８，６５４万７，８１４円、１億１，１３１万９，０００円、３，１３３万８，０２６円。

３款民生費、５億７，０７８万９，６４４円、４億３４２万９，８１１円、１億５，５３２万２，２００円、１，２０３万７，６３３円。

４款衛生費、１億３，９５３万１，０００円、１億３，５３０万２，７３６円、４２２万８，２６４円。

５款農林水産業費、２，４４９万円、２，２０３万７，５１２円、２００万円、４５万２，４８８円。

６款商工費、６，１８９万９，０００円、６，１２３万４，９６３円、６６万４，０３７円。

７款土木費、２億５６１万９，０００円、１億８，０６０万８，７７５円、１，１６３万円、１，３３８万２２５円。

９ページをお願いいたします。

８款消防費、６，３６３万３，０００円、６，２１３万３，８７９円、１４９万９，１２１円。

９款教育費、５，４１１万６，０００円、５，１２７万５，０００円、２８４万１，０００円。

１０款公債費、９，０８５万６，０００円、９，０７０万８，７４９円、１４万７，２５１円。

１１款諸支出金、１，０００円、ゼロ円、１，０００円。

１２款予備費、９６万８，２８０円、ゼロ円、９６万８，２８０円。

13款災害復旧費、463万3,000円、452万7,280円、10万5,720円。
歳出合計は、19億8,691万4,484円の予算現額に対しまして、支出済額16億3,868万9,565円、翌年度繰越額が2億8,027万1,200円で、不用額を6,795万3,719円としております。

続きまして、147ページをお願いいたします。実質収支に関する調書となっております。

町長からの説明にありましたように、歳入総額17億1,165万4,380円で、歳出総額は16億3,868万9,565円、歳入歳出差引額が7,296万4,815円、継続費として翌年度へ繰り越す財源が200円、繰越明許費として繰り越す財源は3,079万4,000円となっております。実質収支額が4,217万615円で、そのうち地方自治法第233条の2の規定により基金に積み立てる金額が2,110万円としております。

148ページ以降は財産に関する調書、また153ページにつきましては、地方消費税交付金の経費の充当先を記載しております。

以上、一般会計の歳入歳出概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、監査報告を実施いたします。

意見書の朗読をもって監査報告にかえさせていただきます。

意見書

1、審査対象

- (1) 平成28年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 平成28年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 平成28年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成28年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) 財政健全化判断比率の状況
- (7) その他関係帳簿及び台帳

2、決算審査日 平成29年8月8日（火）、9日（水）、10日（木）

3、出席者 町長、副町長、総務財政課長（兼会計管理者）、関係課長

審査の総括意見

平成28年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、

関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提出された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、適正なものであったと認めた。

当該年度の決算審査において、歳入面では昨年度の決算監査に引き続き、町税をはじめとする各種収入に対する未収金の取り扱い並びに不納欠損処分に至るまでの経緯や事務過程について審査した。また、収入未済額が前年度と比較して著しい差異を生じていないか確認した。

本年度においても町税の不納欠損処分をされているが、税込並びに使用料については、笠置町においても大変重要な自主財源であり、かつ、自治体の公正公平な運営の基盤業務であることは日頃より十分認識されていることと思うが、今後も納付者に対し十分な理解と意識を高められるよう努められたい。

歳出面ではこれまで同様、その予算計上、執行状況並びに予算額に対する多額な不用額が生じていないか、また、生じている場合の理由が適正であるかどうかについて審査を行ったが、加えて、本年度の重点項目として、業務委託などの契約の適正化の是非について検証することとした。

現在、住民及び地域から行政に求められるニーズや業務量が増加しており、小規模自治体においては、その業務量が財政状況並びに職員数等と比較して多大となっている環境にあることから、事務の効率化や財政健全化の観点により、指定管理者制度をはじめ、業務の一部もしくは全部を委託等にする傾向が見られる。

従来から財政状況が厳しい本町においても、職員の絶対数が少ない状況にあつて、事業者へ業務委託をしている数は少なくないが、その業務契約においては入札及び契約の過程、契約内容の透明性が確保されている必要があることは言うまでもない。今年度においても様々な契約があったことを確認したが、その契約に至るプロセス等については、今までの手法・手続きに流されることなく、委託契約であればその委託事業の根幹となる仕様書の内容をより明確にするなど、今一度、検証と調整をする時期にあるのではないかと考える。

最後に、財政状況を示す様々な比率においては、その数値上では改善が図られている状況を表しているが、今後予想される社会福祉関係の支出の増大を見据え、これまでも歳入確保、歳出削減に努められていることとは思うが、一層の財源確保と、規律を持った対応を心掛けていただくことを強く望んで総括意見とする。

審査の結果

(1) 決算規模

平成28年度笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

次の表を御参照してください。

(2) 決算収支

平成28年度決算額は、一般会計においては、歳入総額17億1,165万4,000円、歳出総額16億3,868万9,000円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は7,296万5,000円を計上している。また、翌年度に繰越す事業に必要な財源3,079万4,000円を除いた実質収支額は4,217万1,000円となり、単年度収支額は3,811万8,000円の赤字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額7億1,652万3,000円、歳出総額6億3,041万8,000円で、歳入歳出差引額は8,610万5,000円を計上している。

(3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計あわせて予算現額26億5,430万3,000円に対し、決算額24億2,817万7,000円で、収入率は91.5%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計あわせて予算現額26億5,430万3,000円に対し、決算額22億6,910万7,000円で、執行率は85.5%となっている。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次のとおりである。

次の表を御参照ください。

(4) 財政状況等

一般会計

平成28年度における決算額は、歳入総額17億1,165万4,380円、歳出総額16億3,868万9,565円で、歳入歳出差引額（形式収支）として7,296万4,815円を計上している。また、翌年度に繰り越すべき財源となる金額3,079万4,000円を除いた実質収支としては4,217万815円の剰余金を計上している。

財政の健全化を判断する比率の1つとして経常収支比率があるが、今年度の当該比率が88.5%となっている。この比率はその地方公共団体の弾力性を示す数値であり、比率が低ければ低いほど臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、長らく100%を超えていた当町において、大変好ましい数値となってきた。

その要因としては、公債費の後年度負担の低減など、歳出面において現在までに厳しく律

した結果もあろうかと思うが、要因の1つは経常の一般財源である普通交付税の増額によるものである。

普通交付税需要額においては、平成27年度より新たに地方創生事業に関連する経費が加算算定されており、その増額要因全てが地方創生関連事業に対するものではないものの、平成26年度普通交付税額が5億4,592万6,000円であったのに対し、平成27年度6億3,604万1,000円、今年度では6億3,592万1,000円となっている。

当町のように予算規模が小さく、かつ、歳出に対して収入が少なく、交付税に頼らざるを得ない自治体においてその影響は大きく、交付税は地方交付税法によって定められていることから、その年の国の地方財政計画によって左右されることとなるため、安易に当該比率の改善がなされたと解釈できない部分もある。

次に地方債であるが、今年度においても、地方創生事業をはじめとする事業へ充当する財源として、過疎対策事業債などの地方債の発行を行っているが、その事業実施並びに起債に際しては、その事業の必要性はもちろんのこと、計画的な事業展開を打ち出しつつ、後年度負担を十分に考えた上で実施されたい。

また、地方税の不納欠損処分については毎年度着目しているところであるが、処分に関しては十分な納税者との折衝、納税への理解を深めていただくこと、時間経過による安易な処分とならないよう努めることについて、再度、認識を深めてもらおうと共に、京都地方税機構との連携を密にした中で実施されたい。

一方、歳出面においては、本年度の大きな項目として地方創生加速化交付金6,955万6,898円並びに地方創生推進交付金1,700万円を活用した地方創生プロジェクト事業が多く実施され、当該事業をはじめとする様々な事業において委託事業や工事請負事業が存在し、その入札・契約に至るプロセスや仕様書などについて本年度は重点的に審査を行ったところである。

事実、専門的な分野における委託事業が数多く存在し、その性質上、業者任せとなりうる恐れがあるが、町の方向性を十分反映した仕様書を定め、意に則さない事業実施とならないように今後も注意されたい。また、事業実施においては他の事業の関連性も反映した中で行わなければならないことから、今までの慣例に捕らわれず、重複している事業が無いか、入札手段・入札状況が誤っていないかなど、住民から信頼される行政事務の更なる向上を目指し、今一度見直し、庁内全体で調整することも必要ではないかと考える。

最後に、補助金の支出において、団体の運営補助として支出している場合があるが、当該

団体の実績報告書などを確認し、余剰金が発生している状況にあるならば、次年度における補助に対して、どのような対策が採れるか、また、購入された備品等に対して補助金を支出している場合、その活用が現在どのような状態であるのかなど、補助金のあり方についても、今後、考慮していく必要があると考えられる。

次に、財政健全化審査意見書について報告いたします。

14ページをごらんください。

平成28年度財政健全化審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

表の中で、実質赤字比率、これは27年度、28年度とも「―」(バー)で示されております。連結実質赤字比率についても同様であります。実質公債費比率、これは平成27年度8.5、平成28年度は4.9まで下がっております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字とならなかったため「―」(バー)として表示。

(2) 個別意見

①実質公債費比率について

平成26年度に実施した地方債の繰上償還、交付税算入の高い過疎対策事業債等の活用により、当該比率の改善が図られ、昨年度と比較して3.6ポイントの減少となった。しかしながら、一般会計における審査結果でも触れているが、今年度も昨年度に引き続き、普通交付税額が増えている状況下である。当該比率の算定にも交付税の増額が大きく関与しており、交付税額による比率の改善が図られたという見方ができなくもない。更に、地方債の発行が収入済額ベースで平成27年度が1億1,026万5,000円に対し、平成28年度では1億6,147万7,000円と増額となっており、今後の公債費の増額が見込まれているため、楽観視することなく公債費の適正化に努められたい。

②将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は「―」（バー）としており、当該比率の算定上においては将来負担が全くないように思われるが、この比率が良好である要因の1つも普通交付税の増収、いわゆる地方交付税法における笠置町の標準財政規模の算定増によるものが影響していることを十分に認識し、今後も引き続き将来負担比率の抑制に努められたい。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

次に、経営健全化審査意見書について報告いたします。

16ページをごらんください。

平成28年度経営健全化審査意見書

1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2、審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率、これは、27年度、28年度とも―（バー）表示になっております。

資金不足比率が赤字とならなかったため「―」（バー）として表示。

（2）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。以上で監査報告を終わります。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。向出君。

3番（向出　健君）　3番、向出です。

決算書には地方創生事業のものが並べられていますけれども、以前いただきました資料にも項目等記載はされていましたが、それぞれの項目について、どれぐらい費用がかかっているのか、さらには、例えば特産品の開発でいくと蜂蜜というのが記載されていましたが、どのような蜂蜜がどれぐらいできたのかといった内容については示されていませんでした。また、それがどのように活用されていくのか等についても具体的には記載をされていま

せんでした。しかし、地方創生は多額のお金を使って進めていることですから、どのような目標、そしてどのようなところにどのようにお金が使われたのか、さらに結果はどうだったのか、そして、今後どのようにそれらを生かしていくのかといった報告書、資料を提出いただきたいように思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま、向出議員より、地方創生事業につきまして、その成果はどうであったか、結果はどうであったか、具体的な報告書であったり資料はどうであるかという御質問がございました。

個別の事業に関しまして、既に終了しているものに関しましてはそれぞれ成果報告書等が出されております。全体としてまとめたものはございません。個別の事業に関しまして成果報告等がございます。そういったものを見ていただくことなり、また必要に応じて資料提供することは可能であると、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

大きな目玉として進められている事業ですから、ぜひともきちっとした報告書を今後は作成していただき、提出するよう求めたいと思います。

決算書の 80 ページですが、（有）わかさぎ維持管理交付金 1,070 万 6,800 円が計上されています。これは、昨年 12 月議会で、いこいの館にポンプ購入費、そして業者への未払い金などとして交付を決めたものです。ところが、この件については賛成多数ということで可決はされましたけれども、購入に至っては議会に諮る前に発注をかけているという問題がありました。さらに、また業者への未払い金が発生してから町財政から補填をするというやり方、これも問題があるのではないかというふうに考えます。今後、こうした問題のあるやり方、点について、改善をされていくのかどうか。その点、確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 28 年度におきまして、わかさぎ、いこいの館に関するポンプ修繕代、また赤字補填につきまして、御無理を申し上げた経緯でございます。

ポンプ故障につきまして、一日も早く修繕をしなければならない、そういう思いが勝ちまして、皆さんに相談をかけるべきだったと思うんですけれども、一日も早く修理をしなければならない、そういう気持ちで先行してやらせていただきました。今後につきましては、そういうことはきちんと皆様に御報告をさせていただき、きちんとした準備を進めたいと思っ

ております。

また、交付金をいただいたわけでございますけれども、その点につきましても、きちんとした資料を提出させていただいて、こういう流れで交付金を使わなければならない、そういうことになりましたということは十分に周知させていただきまして、お願いをしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

ポンプの購入等については、また改善いただくということで了解をいたしました。

しかし、業者への未払金についての補填ですけれども、要するに未払い、滞納が生じてから後で、赤字でその分を補填するというやり方では、法律上も、また信義則上も大変問題のあるやり方ではないかというふうに考えます。今後、契約等がどうなっていくかというのはまだ決定されていませんけれども、やはり、例えば小修繕の費用とか、そういう未払いが起きないようなお金を、資金をある程度事前にわかさぎとして準備していなければまた同じような、同様のことが起きる可能性がある。それは、やっぱり行政としては大変まずいことではないかというふうに考えるわけですが、この点についてはどのようにされていくのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 未払金につきまして、後からそれを補填していく、そういうやり方ではなくて、わかさぎ、いこいの館としてもある程度のお金を留保していき、そういう事態に備えていくというのが理想の姿ではございますけれども、今まで、いこいの館は、皆さん御存じのように、すごく厳しい運用をどうしてもしなければならない状況でございまして、自転車操業みたいな、そういう形を繰り返してきたわけでございます。今後は、これからいこいの館の運営管理も変えていく中で、そういうことがこれから起こらないような、そういう手だて、計画をしていかなければならないと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

まず、この先ほど西岡議員から会計監査報告がありました意見書の 14 ページ、財政健全化審査意見について述べられましたけれども、この表、実質公債費比率とか将来負担比率、これを見て町長はどういうふうな感想を持っておられるのか。私が調べたところ、これだけじゃなしに平成 23 年から調べたら、やはりどんどん減っているわけです。平成 23 年では

実質公債費比率が18.4、次の年は16.5、25年では14.9、26年では13.1と徐々に減ってきているわけです。そして、将来負担も23年では39.3、24年では29.8、25年では28.2、そして26年では17.9、そして今報告ありましたように、27年、28年については―（バー）表示、要するにゼロということです。だから、これについて、その感想。そして、もう一つ基本的なこと、町長にこんなん今さら聞いてもどうかと思うんですけども、地方交付税とはどういった予算と認識されているのか。その2点をお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 財政健全化につきまして、どういう感想を持っているかという質問でございます。

私、議員時代も実質公債費比率が18.何%という推移、ずっと経緯をしてきたわけでございますけれども、財政のほうで健全化をされてきまして、今、実質公債費比率が4.9というような数字になっております。これは、やはり財政担当で健全な財政運営をしてきていただいたその結果だと私は考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長、地方交付税の、もう1点。町長。

町長（西村典夫君） 地方交付税につきましては、笠置町の総予算の中の5割を超えている状況でございます。28年度につきましては、地方創生にかかわる地方交付税が多かったということで、そういうことも加味されて実質公債費比率がこのように下がってきた、そのように理解をしております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、地方交付税は、私はそういう聞き方していないです。どういう予算かと認識されているかというのは、そういう答えじゃないんです。これは、地方交付税とは自治体間の税収の格差を埋め、どこでも一定の水準の行政サービスが維持できるように国が配分する予算なんです。そういうような答弁が欲しかったんです。そして、この人口減少によって自治体の税収が減っても行政がきちんと機能し、そこに住む住民の暮らしが守られるのが、この再配分があるということなんです。地方交付税というのは。あえて町長にこんなことを申し上げたんですけども、そういう答弁がなかったんで寂しい限りです。

ところで、この地方交付税というのは、それじゃ笠置町町民1人当たり幾らぐらいになると思いますか。

議長（杉岡義信君） ちょっと待って、答弁できひんのか。副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の質問でございます。普通地方交付税の額が町民1人当たりどれぐらいになるかということでございます。

手元に詳しい資料がございませんので、数字的にはまた後ほど御説明させていただく機会をいただければと思っておりますが、京都府下におきまして、普通地方交付税の住民1人当たりの交付税額は第2位、恐らく第1位が伊根町であったという理解をしております。2番目であったというふうに、笠置町のほうは理解をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 副町長、私、具体的に幾らかと。これ、単純なことなんです。地方交付税、28年度の7億9,468万円を住民基本台帳1,400で割れば、56万7,600円ほどなんです。そして、去年の1,369の、27年の国勢調査、今、だんだん減っているから、それを考えたら1,300として割ったら61万1,300円なんです。それだけの地方交付税を国からいただいている。一人頭ね。

そして、このNHKスペシャル取材班の「縮小ニッポンの衝撃」というのに、この地方交付税が書かれていますが、これを1段階から6段階にマップ、これ黒くなっているところは要するに悪いというか地方交付税をたくさんもらっているということです。その中で、北海道とか日本海側がもう断トツに真っ黒くなる。近畿は真ん中は真っ白けなんですけれども、奈良と和歌山は黒いんです。そこにちょこっと上がっているのは、この笠置が真っ黒けなんです。今言ったように、この6段階というのは一人頭37万以上もらっているところが真っ黒けなんです。6段階の一番上なんです。だから、先ほど言いましたように、住民基本台帳では56万、国勢調査では61万、完全にここが、ちょこっとこのへそ、近畿のへそ、ほんまのへそみたいになっておるんです。ここが真っ黒けなんです。これが笠置町だと思います。これは暗くてちょっとわかりませんが、こういったものが笠置町の置かれている地方交付税です。

議長（杉岡義信君） 質問変えられるか。大倉君。

5番（大倉 博君） 変えやなあかんの。

議長（杉岡義信君） 3回やから質問は。

ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

1つ、2つ、ちょっとお聞きしたいと思います。

今、監査のほうから報告がありました単年度の収支額、黒の、3,811万8,000円

の赤字ということになっているんですが、今、報告ありました件です。ことしは、ちょっと間違っただけと思うんですが、単年度の収支は3,800万。しかし、前年度は4,570万4,000円の黒字なんです。差し引きしますと、7,704万円の差が出ているんです。この原因と対策はどのようにとられるのか。

それと、先ほど課長から説明ありました2ページ、ここに載っております不納欠損額が75万5,279円、こう出ています。前年よりも非常に改善されているんですが、しかし、収入未済額、これが890万8,767円。非常に大きい数字が残っています。前年よりも20万ほど少なくなっているんですが、これ、この中に今のような不納欠損額を含んでいるのか、またはないのか、わからないと思うんですが、これ、非常に財政厳しい折、監査も言っていますが、28年度は75万5,000円と。これについて、どういう、納入に対して必要性をPRされているのか。そういう点、ちょっとお聞きしたいと思いますので、お願いします。

それと、最後に1つ、訂正されました132ページの観光協会の名目改正なんですが、笠置町観光協会補助金という形は訂正されたんですが、これの領収書はどこになっているんですか。これだけの間違いですか。これは、前年度も私は指摘して聞いたんです。しかし、まだこれ載っているということは、我々質問してお願いしていることができないということはどういうところにあるのか、ちょっと3点お聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員から御質問いただきました件について回答させていただきます。

不納欠損に関する内容につきましては、担当課でございます税住民課長のほうからまた答弁させていただくと思っております。私のほうからは、不納欠損と収入未済額のほうの関係のほうを説明させていただきます。

全体、町税にかかわらず収入未済額というものは不納欠損額は含まれておりません。調定額から収入済額、そこからもう一度不納欠損額を引いて収入未済額というものになっております。

それから、もう1点、単年度収支のことを御質問いただいております件ですが、単年度収支というものは今年度の実質収支額、すみません、147ページを見ていただいたらと思います。

実質収支に関する調書の中で、実質収支額というものが5番の項目に出てきております。

この項目から平成27年度の同じ実質収支額を引いたものが単年度収支になってきております。これが赤字、マイナスの三千八百幾らというものとなっております。繰越金、前年度繰越を引いたものとなりますので赤字が出てくる場合がございますが、反対に赤字が出ている、何年かの赤字が出ても財政上繰越等がございますので大きな影響、何年後かには回復するというような表現でいいのかちょっと難しいですけれども、ことし単年度では赤字が出ますが、実質収支となると黒字に転換するという、ちょっとややこしいようなものとなっております。

それから、もう1点御質問いただきました132ページの笠置町観光協会の件でございますが、最初の概要説明のときにもお話しさせていただきましたように、うちの会計のシステム上、予算書に記載された内容がそのまま反映してしまうというものとなっております。今回も、29年度の当初予算の審議の中で御質問いただきまして、次に反映できるのが30年度の当初予算には修正したものを載せさせていただくということになってきますので、まだ笠置町観光協会という記載のままで次の決算書も出てしまうということになってしまいます。ちょっと、システムを担当していただいています業者のほうにもこの内容について確認はさせていただこうと思いますが、年度途中での修正が可能なかどうか、そこはちょっと宿題としていただきたいと思います。

それから、領収書につきましては、もちろん、今、町のほうは振り込み処理でさせていただいております。観光協会という業務を担っていただいているのが一般社団法人観光笠置ということですので、観光笠置さんからの領収書はいただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 失礼をいたします。

不納欠損について、ちょっと報告をさせていただきます。

税機構のほうの調査等で、滞納処分できる財産、預金、給与、生命保険、不動産や預金等がないか十分に調査を行っていただいております。しかしながら、調査の結果、滞納処分できる財産がないと判断された場合、また処分をするとその生活を著しく窮迫するおそれがある場合等、滞納処分の停止をすることになります。その失効停止が3年継続したときは納付、納入の義務が消滅し、地方税法第15条の7第4項により不納欠損という取り扱いになります。また、滞納者が死亡し、相続人がいないケースや相続人に差し押さえられる財産がない場合、滞納法人が廃業し再開が見込まれない場合など即時消滅となります。地方税法第15条の7第5項による不納欠損となります。また、法定の期限の翌日から起算して5年間行使しないとき、地方税法第18条により時効消滅となり、不納欠損処理を行っておるもの

でございます。

先ほど、監査委員さんからの御指摘もございましたとおり、不納欠損につきましては安易に処分するというのではなく、十分な納税者との折衝を行いまして、京都地方税機構との連携を密にして実施していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 松本です。

今、訂正の件を返答もらったんですが、私は会議ごとに提出される書類は公文書というような形で受け取って、その都度皆さんに協力を願うように、研修してもらうようにお願いしているんです。だから、前年度も同じことを言っているんです。しかし、今、話によりますと、印刷業者がどうこの話じゃないんです。されてきた場合は検品して見るのが行政として、提出される責任者の義務じゃないんですか。これ、先に訂正したからそれでいくという問題じゃないと思いますんで、そういう点、印刷業者ともに確かな考証をやってもらいたい。

それで、今、振り込みになっているということで、この90万円が渡っているということですけども、我々、こう訂正する前から見ると果たしてそれが、監査のほうはそれで通っているかもしれませんけれども、我々は会社もない架空のところに90万円を振り込んだということになりますんで、こういう点、町長はこれ何回も言っているんですけども、どういぐあいに理解されているんですか。そういう点、ちょっとお聞きしたいと思います。監査のほうにも関係してくる問題ですから、よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町観光協会補助金という掲載をされております。これにつきまして、課長のほうから説明がありましたけれども、今、依頼している業者が、このシステムがこのようになっているという状況でございまして、今年度はこういう形で記載された。来年度からは観光笠置と記載されていくようになっているということで報告をいただきました。この観光協会という記載に対しましては、あつてはならんことだと思います。以後、こういうことが起こらないように十分指導していきたいと考えます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

決算認定の74ページ、報酬費の関係なんですけれども、いこいの館経営検討委員会委員謝礼2万2,000円。これは補正とか当初予算で最初上げられていたんですか。そして、これはどなたに、9人委員がおられたんですけれども、こういった方に支払われたんですか。

私もその委員の一人であって、9人の一人であって、こういう委嘱状をもらっています。そのときも報酬の話も何も出ていなかったです。私が、さんざん、前田課長さんにも、前の山本課長にも、やっぱり民間から来てもらったら報酬が要るん違うかと大分言っていたんですけども、全然その返答がなかったんです。そしたら、これ見れば2万2,000円というのが出ているから、どなたにどのように払われたのか。それと、やはり東京とか京都とかいったら旅費の関係なんです。その辺もついでにお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、お答えさせていただきます。

いこいの館の経営検討委員会は、大倉議員も御存じのとおり、2月に最初の会合を開かせていただきました。もちろん、予算のほうにも反映されて、予算計上も委員報酬としてはしておりませんでした。ただ、おっしゃっていただいたように、民間といいますか外部から来ていただいた委員長の御手洗先生とか、それから公認会計士の方については東京のほうからいらっしゃっているということもありまして、旅費とその分の日当のみお支払いさせていただいております。町内の委員さんにつきましては、申しわけございませんけれども報酬という形では出しておりません。旅費につきましては、その同じページ、74ページの費用弁償というところでお二人の交通費を計上させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） やはり、町長名でこういう委嘱状を出すということは、当初から報酬をやっぱりやらなだめです。民間の方も来られて、仕事が忙しい中、銀行の方も5回も来られています。わざわざ。一つも報酬を払わないというのは、この笠置町というのは恥ずかしいんです。

そして、今、費用弁償と旅費5万8,000円、おっしゃったけれども、これ東京から公認会計士の方が5回来られていますけれども、それで費用は足りるんですか。それと、御手洗先生とおっしゃったけれども、御手洗先生も京都から5回ずっと来られています。その費用で十分いけたんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員おっしゃいました御質問ですけれども、どちらも、お二人の委員さんとも請求をいただいてこちらで計算をした金額、それで交通費、実費弁償をさせていただいております。

以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） それと、もう 1 点、コモンズさんとか参考人、参考人というか来ていただいて、もう一つは何という方ですかね、東京の方が来られた、ちょっともう過ぎ去ったことで忘れましたが、東京の方も一人参考人に来られて、なかなかいい話を聞かせてもらったんですけれども、そういった方の報酬とか旅費はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

講演に来ていただいた方につきましては、京都府の講師派遣事業を使っております。町のほう負担なしで京都府の事業費で来ていただいた方になっておりますので、決算書上は計上されておられません。町の負担もしていない、京都府で賄ってもらったというか、京都府の支出となっております。コモンズさんから来られた方につきましては、笠置町の勤務先から来られているということで、参考人ということにはなっていないと思います。すみません、私も 29 年度以降出席でしたので、その方の呼ばれたことについてちょっと経過がわからなかったんですけれども、経営検討委員会の中での報償費の支払いというのはないです。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

コモンズの方も、我々いこいの館の特別委員会で、参考人で来ていただきました。そのときには、やはり議会から報償費で払っていただいております。その違いというのはどうなんですか。やっぱり払うべきところはきっちり払わなければだめですよ。

議長（杉岡義信君） 答弁要るか。

5 番（大倉 博君） いや。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

120 ページ、負担金補助及び交付金、相楽東部広域連合分担金（衛生分）4,505 万 2,000 円の分なんですけれども、これは今話に出ているいこいの館だとかキャンプ場、町がかかわる事業を行っている施設の衛生分のごみ処理費用も入っているかと思うんですけれども、これはどういうふうに処理されているんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ごみの分担金の中身についての御質問だと思います。その詳しいことにつきまして、事業系のごみ、家庭ごみのそういうことを精査されておるかということだと思います。この前の全員協議会でも質問いただきました、本来事業系で出さなければならないごみが家庭ごみで出されている、そういう問題提起だと思っております。

現在、キャンプ場のごみは家庭ごみで処理をしております。前身の観光協会がキャンプ場を管理していただいてから長い間この形態が続いております。スタート当時、ごみ処理は町ですという約束もあったと聞いております。その後、監査でも毎年、やはりごみは管理団体で処理すべきという指摘もいただきまして、過去、行政と観光協会との間で話も何回もされてきましたが不調に終わってきたのが事実でございます。前身の観光協会が解散され、新たに観光笠置が設立をされました。観光発展のために御努力いただいているのは皆さん周知の事実でございます。ごみ処理に関しましても、何とかしていかなければならないという思いを持っていただいております。発足されて3年になるかと思いますが、ごみ処理に関して何度も試行錯誤をやっていただいておりますが、結果としてまだ出ていないのが現状でございます。今年度は、ともかく特別収支分だけ費用は負担していただきまして、さらに皆さんに御理解していただけるようなごみ処理の形態をつくっていただけますよう協議を進めていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 坂本です。

僕の質問とは全く違う答えが返ってきているんです、これ。僕は、今どのように処理されているかをお聞きしたつもりでお聞きしています。キャンプ場のごみがどうかこうとかいうことではなく、このごみは一体どのように処理をされているのか、事業系一般廃棄物としての認識なのか、一般家庭廃棄物としての処分なのか、税住民課長、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

河原のごみ、また、いこいの館のごみにつきましては、事業系のごみだと思います。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 税住民課長は事業系廃棄物として認識はされておるが、一般廃棄物として処理されているというような解釈でよろしいのでしょうか。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第1節一般廃棄物の処理、第6条の3、1章1条の目的「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、

再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする」、あと、第3条事業者の責務「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」、その2で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない」という法律があります。単純に、出したごみは自治体がきちんと処理をしなければならないという法律です。これが今、笠置で適正に行われているのかどうか、町長、お聞きします。

議長（杉岡義信君） それまでに、質問される方並びに答弁される方は、声を大きくして皆さんに届くようにお願いします。町長。

町長（西村典夫君） 今、笠置町におきまして、ごみの処理が法律上きちんとできているかどうかという御質問でございます。

笠置町におきまして、ごみの処理がイレギュラーになっている、その部分はあると、そのように受けとめております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

イレギュラーがあると。例えば観光に関するごみが出たときに、今、住民が観光客の分まで負担していると、そういうふうな認識を覚えたんですけれども、じゃ、これは廃掃法にも基づいていないし、住民サービスも著しく害していると思うんです。じゃ、これをいつまでに改正するのか、町長、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いつまでにこのイレギュラーを是正していくのか、そういう御質問でございます。

議員も御存じのように、観光協会が解散されまして、観光笠置が立ち上がって3年目になるかと思います。初めての事業でございますので、どのような運営になるのかすごく試行錯誤されて、3年目で流れというのをやっと認識していただいたところだと思います。そういう過程の中で、ごみの処理のあり方につきましてもきちんとした、法律にのっとったごみの

処理の仕方をこれからしていただけるような指導をしていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） この際、１０分間休憩します。

休 憩 午前１１時０５分

再 開 午前１１時１５分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

ほかにありませんか。田中君。

４番（田中良三君） ４番、田中です。

７４ページから７６ページにかけての委託で、特産品開発販路拡大プロモーション委託並びに農産物栽培研究委託、ハイキングルート開発委託とありますが、どこに委託されて、これはいつぐらいに結果というか答えが出るんですか。

議長（杉岡義信君） 誰か答弁する者はいないのか。副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの田中議員の質問にお答えをさせていただきます。

特産品の開発あるいは販路開拓、そして農産物の新しい特産品化に関しまして、委託先はどこであるかということでございますが、ＪＴＢ西日本に委託をさせていただきました。また、その成果でございますけれども、報告書という形で成果品を上げていただいております。ただし、調査事業といいますか、ある程度どういう可能性があるかということをして２８年度は浮き彫りにしていただいたということでございますので、そういう成果を受けて２９年度の取り組みをどうするかについて進めさせていただくと、そういう予定にさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

５番（大倉 博君） ５番、大倉です。

同じく７４ページのところで、委託料でまちづくり会社創設４５０万、これはコンサルタントに委託されて設立されたと思うんですけれども、それまでに、私が持っている資料で、前にも質問しましたがけれども、まちづくり会社事務所の借り上げ整備費というのが４００万あると思うんです。前にもこれ質問しましたがけれども、ちょうど去年の８月２５日に会社立ち上げられて、その本店が佃４６番、これ前にも言いましたけれども、産業会館になっているんですけれども、今現在どこにその会社があるんですか。そして、この４００万円というのはどこへ消えたというか、町からもらっている資料にはそういうことも出ていないし、どういった形になって。というのは、やっぱり京都府から、私も資料もらったやつもあるんですけれども、そういった形。これ、４００万円というのは借り上げ料として計上されている

んですけれども、事務所用店舗借り上げ。これ前にも一遍、早急に、前の前田課長の話では、一時期であって出ていくという話を前、答弁されたと思うんですけれども、その辺どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、答えさせていただきます。

まちづくり株式会社につきましては、おっしゃっていただいたとおり、今、登記上は佃46番地、産業振興会館内にございます。ただ、今まちづくり会社といたしまして、空き店舗、空き家を借り上げ、そこに事務所を移転するように今、準備をされております。実際、7月、8月ぐらいからその後片づけもされたり準備もされております。登記上の移転というのがまだちょっと、できるだけ、登記上移転するのか、その事務所だけそこで設けるのかというところで、今後、取締役会なりかけてされるということを聞いております。

それから、借り上げ料の400万円につきましては、借り上げておりませんので事業実施はしておりません。ですので、決算書上はその金額は出てきていないということになっているかと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 前田課長、これもう1年になるんです。8月25日に登記になって、会社が。会社を借り上げて、店舗を、そういうふうにとおっしゃったから私らずっと黙っていたんです。いまだにまだ、1年たってこの会社がどういう形になっているのか我々もわからないんです。だから、町民の方にとっても全然わからないと思うんです。しっかりとした答弁が欲しいと思うんです。

そして、そのときも言いましたけれども、この履歴事項でも証明書、私それ以降、8月25日以降のはとっていませんけれども、町長はこれは、私、指定管理になった場合あかんとしたんですけれども、これは、今現在はまだ削除されているんですか。その辺だけ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

まちづくり株式会社の株主総会が6月に開催されたということで聞いております。そのときに、代表取締役社長といたしまして就任していただいた方に、今、登記の変更をされていると聞いております。会社としての登記をされているということですので、いつの日という、取締役会、それから株主総会が終わった後、手続に入られたということで聞いております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

当初、この会社は、先ほど前田さんがおっしゃったように、これから店舗を借り上げるということに、答弁によりますと400万は、それじゃそのときに使われたという話ですか。それと、もう3回目になるんでもう1点だけ言いますけれども、それだけでいいです。3点、今の会社ができた場合にどこかの空き店舗を借りるという話なら、そのとき400万使われるということですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問ですが、町としては使用料なり借り上げ料を出す予定ではありません。まちづくり株式会社がされている事業ですので、会社のほうの予算の中で、業務の中でされているということですので、うちのほうから支出予定はございません。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

ちょっとお聞きしたいんですが、60ページと61ページなんですが、ここに出ております数字の中で、時間外勤務手当、これが1,175万7,305円、出ているんです。前年度は861万6,849円。差し引き314万456円というようにアップしているんです。これは仕事がふえた面もあるかもしれませんが、やはり職員の健康管理のために、この対策はどのようにされていこうとしているのか。それと、アルバイト賃金、62ページです。133万6,495円。昨年度は88万6,055円で、45万円ほどアップしています。合計すると非常に大きいアップになるんです。仕事の内容を検討されると同時に、それ以上に職員皆さんの健康管理のほうが大事だと思うんです。きょうも1名欠席されておりますが、やはりそういう健康面で、町長は29年度どういう対策をもってやろうとしているのか。これ、この金額はこれでいいですけれども、対策だけお答えください。簡単で結構です。町長をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 平成28年度におきましては、地方創生のかかわる事業がたくさん、ボリュームいっぱい事業を抱え込んでいまして、職員の方に土日出ていただいたり、夜遅くまで残業をしていただく、そういうことが発生をいたしました。それにつきまして、こういう残業代が発生したと感じております。今一番肝心なのは、やはり職員の方の健康管理でこ

ざいます。そういうことは一番私たち執行部としましては気をつけなければならない点でございます。以後、職員の方に過重な負担がかからないような、そのようなことを念頭に置いて事業を推進してまいりたく考えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

今、話を聞いたんですが、大きい仕事は監査のほうでも委託されたと、こうありますね。それでもこのぐらいの、委託していてもこのぐらいの時間外手当がふえるんですか。その点どうなんですか。28年度だけですか。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この現象につきましては、やはり28年度が突出した内容になっていると私は感じております。事業がほとんど委託になっているのに、どうしてそのようなことになっているのかということでございますけれども、事業を委託したこともございますが、実際、プロモーション、観光プロモーションだとかいろいろイベント、事業をさせていただきました。そのかわりにつきまして、やはり職員の方に土日出ていただいた、そういうことがこの残業手当に反映していると、そのように受けとめております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 松本です。

イベントで時間外手当がふえたという回答です。すみませんが、これ、終わりましたら早急にその明細を出してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長（杉岡義信君） 明細出せるか。

大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

それでは、76ページの真ん中辺にハイキングルート開発委託217万もあるんですけれども、笠置町でハイキングというのはもう大体ルートが決まっておるんですけれども、どういったところを開発されたんですか。その辺のところをまずお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問です。

先ほど副町長からも答弁していただきましたように、これ、ほかの事業も含めましてJTBの委託となっております。ハイキングルートにつきましても春日大社とのコラボをやって、

そちら側からのハイキングルートなり、町内だけではなく奈良方面、それから他の方面から府県境を越えたハイキングルートの開発というコースを提示いただいたというふうに聞いております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） ハイキングルートやからね、春日大社がどう関係あるんですか。そんなイベントをやるのがハイキングルートに関係あるんですか。私も、春日大社から笠置まで去年も2回歩きました。そういったことを新たに開発すると、それは大体昔から柳生街道、奈良市はしっかりやっておられます。そういうふうなことは。だから、新たに開発するというのは、ハイキングルートというのは今までないところをするということでしょう。だから、私も去年の秋やったか、ことしか、今言われた J T B か、女子大生、先生方も一緒に私、歴史の案内して柳生まで歩いてくれとおっしゃったんで、私も町から委託を受けたんで行きました。そんな昔から歩いているところですよ。そんなところにこの217万というのが、私には解せんのです。今、言われている春日大社でいろいろイベントやられたんは、その予算じゃないでしょう。違うと思いますよ、明らかに。女子大生とかにほんだら何ぼか、言ったら悪いですけども松本で昼食も食べてはりました。そういった予算も入っていると思うんですけども、女子大生、まあ若い方、私も連れていきました。それがハイキング、J T B の方ですよ、ハイキングルートですよ。だから、今言いましたように、何遍も言いますように、開発というのはそういうことですよ。新たに、今まであることじゃなしに、どういったところを開発されたんかなと思って。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま、大倉議員の御質問でございますが、先ほどの総務財政課長、会計管理者の答弁は、実は観光プロモーションのほうでございまして、観光ルートの開発という中身ではございません。御指摘のとおり、観光ルートの開発に関しましては、柳生の里と笠置山を結ぶ広域観光ルート開発という名目で取り組みをさせていただきました。大倉議員にも大変御尽力をいただいたことと思います。この中で、新たなコースというようなことは、既に御承知のとおり、柳生の里と笠置山というのは多くの方々が既に往来されておられて、ハイキングの定番ルートとしては一定確立されております。ただ、ルートの開発という中身に関しましては、例えば対象者が高齢者であるのか若い方であるのか。そういった方々に応じたさまざまな、例えば食の楽しみ方でありますとか休憩の仕方でありますとか、その他史跡、名勝のガイドの仕方でありますとか、そういう対象者に合わせた取り組みといいま

すか、新たなコンテンツの提供というものがやはり必要であろうと。そういったことにより観光客、あるいはハイキングに来る方のファンの層をふやしていくということが何より必要ということで、新たなルートの開発というよりも、そのルートの中身におけるコンテンツの開発ということに重点を置かせていただいたということでございます。それにより、女子大生の方々がどう受けとめられたのかということにつきましてはレポートもいただきまして、そういったものを参考にさせていただきながら、これからの取り組みを進めさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

だから、このハイキングルートは、例えばこの前の選挙で仲川げんさん、奈良市の市長が通られたときに、新聞報道で柳生街道を整備するという形が、恐らく滝坂の道から柳生までそういう整備をされると思うんですけども、そういうことは大きく新聞報道もされていきました。そして、笠置町には昔から笠置の駅、看板を見たら柳生と笠置の観光看板があります、確かに。これは昔からですから、何ら私はだから開発ということは言っていない。だから、そういう意味で217万もそんなん何で使ったのかなという大きな疑問なんです。それで質問したわけなんです。これから、やはり中川げんさんも、その新聞報道に載っていましたけれども、やはり昔から奈良と柳生、笠置というのは古代から連携するべき、私は伊賀市の観光よりもむしろ奈良の観光と一緒に連携やったほうがいいんじゃないかと思うんです。ということで、よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 答弁は。要らんのか。

ほかにありませんか。西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

74 ページ、需用費、修繕料1,351万6,524円。このうちの幾らが旧吉田邸の改修に使われているんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問にお答えさせていただきます。

この修繕料1,300万のうち、コミュニティコンビニとしてあそこのお宅は整備しておりますので、それに係る修繕料は約900万円というふうになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

今 9 0 0 万というお答えいただいたんですけども、3 2 ページ、下のほうにコミュニティコンビニ整備事業、これ 5 0 0 万。9 0 0 万プラス 5 0 0 万ということになるんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

すみません、歳入のほうで上がってきております 5 0 0 万というのは、事業費の 2 分 1 をいただいたものになっております。事業費といたしましては、先ほどの修繕料の約 9 0 0 万と、ページをめくっていただきまして、7 8 ページに備品購入費というものがございます。この 9 9 万 8, 0 0 0 円、約 1 0 0 万円をプラスしまして 1, 0 0 0 万の事業。そのうち、3 2 ページに府の補助金がついてきた 5 0 0 万、2 分の 1 の補助金が充当されているということです。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

1, 0 0 0 万かかっているんですか。民家の改修なので割高になるのはわかるんですけども、笠置町内で 1, 0 0 0 万あったら大体 1 軒建つと思うんです。この前に、議員の視察には僕は行けなかったんですけども、個人的に見に行かせてもらったんですけども、いろいろまだ、雨漏りもしているし床も直っていない、屋根もだめ、いろんなところがあるんですけれども、一般の考え方として 1, 0 0 0 万投入してあれしかできひんのかという感覚はあるんです。その点について、町長はどう思われますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私も建築に携わってきた者でございます。笠置町におきまして、

1, 0 0 0 万あれば新しい家が建つ、そういうふうな認識も持っております。吉田邸にこれだけなぜ金額がかかったのかという疑問だと思うんですけども、やはり古民家を修理していくに当たりまして、一つの箇所を破りますとその中の躯体も直していかなければならない、そういう状況が発生をしてきてこういう金額が積み上がってきたものだと私は考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6 番（坂本英人君） 地域拠点を活かした食資源活用事業 5 0 3 万円、8 0 ページです。

この事業は一体どういった事業なんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

この食資源活用事業といいますのは、笠置の食材を使って食品開発なり料理教室をされた事業とかあったと思うんです。そういうものを、講師の方に来ていただいて教室を開いたというのもございますし、それから昨年鍋フェスタのときに出させていただいたポトフ、優勝されたポトフもこの中から研究されたものだと聞いております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

ということは、販路拡大プロモーション事業とかと重複している部分もあるということですかね。僕の認識だと、デザイン会議のほうでポトフは開発されたものだと思っているんですが、それと重複した中でこの予算が活用され、実行されたというようなイメージでよろしいでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

デザイン会議さんに委託というか事業をしていただいた中のうちの一つがここの補助金になっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 質問を変えます。

相楽圏域インバウンド観光事業で、76 ページと 80 ページで支出があるんですけども、この事業は相楽圏のどういう観光事業に使われたお金なんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

これは相楽郡内、木津川市それから相楽郡内の市町村で連携しました地方創生事業となっております。5 月、台湾のイベントを実施した分の負担金であったり、チラシを共同製作したりというものに充当しております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） それに共同参画した成果といいますか効果、具体的に、チラシをつくるためだけの分だけでこれだけ要ったのか、笠置町としては台湾にみずから行政マンを送って実際に活動したのか、どういう事業内容なんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町のほうからも1名職員は派遣いたしまして、台湾でのイベントには参加してもらっています。その中で、もちろんチラシも配っておりますし、こちらに戻ってきてからも広域的な観光パンフレットに町として参画していることもございます。実際、成果というか、こちら圏域には外国からの観光客もふえているということですし、宇治の振興局の商工担当のほうを中心に地域全体の、広域連携ですので相楽地域、それから山城地域で取り組んでいただいております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 実際、台湾に行こうと思えば4万円足らずで航空券は買えますので、ここで使っているお金が399万9,400円と70万1,698円、何回台湾行けるかなと。個人的に行ったら、めちゃくちゃ友達ができて、いっぱい連れて帰ってこられるん違うかなと個人的には思ってしまうような内容に、これ、なりかねないんです。それこそ、これ以降、笠置駅に台湾のお客さんがあふれ、インスタに台湾の投稿がいっぱいあって、笠置が何や台湾人のインフルエンサーであふれているぐらいのところまでいければ、その費用対効果というものができてきたのかなと思いますけれども、なかなかいかんせん、僕を感じるインバウンドの観光客のお客さんと会う感覚も少ないですし、相楽圏域なんでなかなか効果を笠置だけに集中させるというのは難しいかもしれないですけれども、なるべく、こうやって聞けば、聞けば、このお金か、あのお金かというふうな腑の落ち方じゃなくて、やはり住民さんはそんなこと全く、事業的な内容も知らないんで、なるほどそうかというふうなぐらいになるイメージでやはり公費を使っていただきたいと切に願います。終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、大倉さんや西議員、また坂本議員からも地方創生の絡みで中身について質問がありました。先ほど、私も資料のほう提供するようにということで要望しましたけれども、こうした疑問が出るというのはやっぱり細かい内訳や明細がわからないというところにあるのではないかと。そのために、例えばもっと安い費用で、こうしたらもっと安くできるのではないかとという提案もなかなかできない状況にあるということがあるのではないのでしょうか。これは要望ということで、重ねて、やっぱり資料の提出、事業報告の提出というものを求めたい

と思います。

それで、質疑に入らせていただきますが、先ほど坂本議員からありましたごみの処理の関係でお尋ねをしたいと思います。

先ほど、河原そしていこいの館については事業系のごみであるというふうに答弁があつて、それに基づいたごみの処理をされていないということで答えがありましたけれども、これ、やっぱり法律に基づいて適正に指導すべきだと思うんです。町長として適正に指導していただきたいと。そして、それはもう早急に、法律に違反していますから、していただきたいと思いますが、答弁を明確に求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど坂本議員から質問いただきました。今改めて向出議員のほうからも質問いただきました、ごみ処理の適正化。きちんとした体制でごみ処理をしていくべきでありますので、関係団体と早急に協議をいたしまして、きちんとした、事業系は事業系のごみとして出していただけるような指導をしてまいりたく考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

この問題は以前からずっとあつたと思うんです。ところが、今の今まで来て適正に処理されていないということですから、早急ということでしたけれども、本当に急いで、すぐに対応していただきたいと要望して終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 先やって。後でええわ。

議長（杉岡義信君） あとでええわって、もう指名したさかい、言うて。

1 番（西岡良祐君） いや、後でええ。監査委員として言いたいことがある。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、80 ページの真ん中に笠置の魅力創造事業 305 万、笠置の自然文化再生事業 655 万、大きい金なんですけれども、これはどういった事業なんですか。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 1 時 00 分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの大倉議員の質問に対し答弁。副町長。

副町長（青柳良明君） まず初めに、大倉議員の質問に対しまして、答弁がすぐにできない執行部の混乱に際しまして、本当に心からおわび申し上げたいと思います。

本日、さまざまな点で御指摘いただいていることに関しましては、誠意を持って答弁をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの８０ページに御指摘をいただきました事業費の内容でございます。ここに掲げております地域拠点を生かした食資源活用事業、それから高齢者外出支援事業、笠置の魅力創造事業、笠置の自然文化再生事業の事業に関しましては、一括してくくっております、総務省のほうの地方創生の交付金とはまた違うくくりで、過疎自立の支援をする活性化事業の交付金として別途措置されているものでございます。したがって、地方創生の中で議論をいただくということではなく、また別の国のほうが過疎地域に対する支援策として交付金をいただいているというところで、事業を展開させていただきました。

過疎自立という名前がありますように、過疎地域においては、やはり地域住民の方々が主体的に地域の可能性、地域の魅力を発掘し、それを生かして自分たちでできるところはやっていこう、自立を目指す、自走を目指すということが目的で、２８年度取り組まれたものでございます。したがって、この事業につきましても、地域の団体に委ね、委託をさせていただきまして、全額執行をお願いいたしました。

ここに書いてありますメニューにありますように、４つほどのメニューをここでは展開させていただきまして、食資源の活用事業、やはり笠置における食のブランドを確立しなければならないということで、食ブランドの開発にチャレンジをいただき、パンをつくってみたりとか、料理教室を開き、学生参加のワークショップを開催するなど取り組まれたものでございます。

魅力創造事業に関しましては、笠置という地域の特性から、やはり歩いて回ることでもあるんでしょうけれども、もう少し歩いて回ると違う観点で、例えば自転車を使って行くようなことができないかということで、電動サイクル等を活用した、やや傾斜のあるところにも気軽に行っていただけるような、そういう取り組みができないかということで、可能性を調査いただいたということでございます。

自然文化再生事業に関しましては、これまで笠置のアウトドアといったものが河川敷に限られてきたようなところを、やや里山のほうに移し、新たな自然を利用した楽しみ方、そう

いったものを提案していこうということで、里山を少し整備させていただき、そういった事業ができないかということにチャレンジをしていただきました。

高齢者の外出支援に関しまして、過疎地域の特性でございますように、なかなか高齢者が外出し、買い物やいろいろな、駅へ行くにしてもそうですけれども、外へ行くにやはり便利な支援策がないかということで、軽自動車による送迎がどのように展開できるのかということ調査という形で展開をいただいたものでございます。

そういったものを一応成果報告といたしまして、私どものほうにもいただきました。ですが、やはり最終的に過疎自立の支援ということで自走をしていただく必要がございます。行政が全てこれを受けとめて、全ての施策に関しまして、行政施策として打っていくことはなかなかできません。また、民間のさまざまな知恵や力といったものも活用していくべきということで報告の中にもいただいておりますので、こういったものをもとに地域が自立していけるように、町といたしましても側面をサポートし、また民間の事業者が引き続きこの地域で頑張ってもらえるように応援をさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

今、副町長から歩いて回るとか自転車という話もありましたけれども、私も自転車で笠置を歩けないかと思った、結局平たん地がないわけですね。そして、私、笠置山へ行く場合やったら、もし今、電動自動車というか、小さな 1 人乗りの、あんなので、そりゃお金かかるかわからへんけれども、この下から笠置山まで行けへんかなと、どこか新聞にそういうようなことが載っていたんで、そういう 1 人乗りの自動車というか電気自動車とか、そういったことはできないかなということも考えました。

そして、今、自転車と言いましたけれども、自転車でも、例えば先ほどの柳生と笠置を結ぶ、柳生やったら平たん地やからある程度自転車で行ける、だから柳生とのタイアップで、私もそれも考えたことがあります、自転車。だから、ただ、下りは打滝川を走るというのは怖いんで、やっぱりその辺のところも考えました。笠置の駅まで柳生からおりてきて、笠置の駅に自転車を置いて帰るとか、そういう方法も以前考えたことが私自身あります。けれども、やはり、打滝川を下っていった場合に怖いなという気があるんですよ。だから、そういったことも考えて、いずれそういう自転車の利用の方法も考えてもらったらいいと思いますけれども、柳生から、できるんやったら、やっぱり笠置山まで自転車で行けんことはないな

という、こういう道ができれば、そういう考え方として、その利用の仕方がいけるんじゃないか、観光のところが好きなので、そういったことも以前は考えていました。だから、できたら本当に、よそから来られる方は、車で笠置山に登られるけれども、時たま側溝にはまったり、JAFを呼んだりやっておられるのをよく見ます。だから、そういったことも、例えばいこいの館の駐車場に置いて、今言うてる車が高いか安いかわちょっと知りませんが、1人乗りの、そういうところに山まで登れないとか、そういうことも考えたこともありました。一応、そういったことも今後検討していただけたらと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

私は、決算についての質問という意味ではなしに、監査委員として一言要望いたします。先ほどから、いろいろこの決算について質問なり意見が出ておりますけれども、一応私は監査を承認した人間として、一番残念なのは、先ほどの坂本議員の質問の中で、河川敷のごみ処理の問題が出てきて、町長が法に触れている問題やという答弁をされましたけれども、そういう答弁をされたということは、私たち監査委員にとって、法に触れたものを監査承認しているということになるんですよ。この点について、町長、答弁願います。

町長（西村典夫君） キャンプ場のごみ処理につきまして、法に触れていると、そういう答弁をいたしました。前段で坂本議員のほうから、双方につきまして、るる詳しく報告をいただきました。そういうふうなことを鑑みまして、そういう可能性がある、そのように判断をいたしました。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

この河川敷のごみの処理につきましては、今始まった問題じゃないんですよ。これもう8年前から意見として指摘されている問題なんです。それをいまだに放っておいて、今ごろ法に触れているからというようなことを言っておられたらおかしいんじゃないですか。法に触れている問題なら、今すぐにでも改正してください。そうでないと、我々監査委員として立場がありません。それが1点。

それと、いろいろ、地方創生絡みで質問がたくさん出ています。いろいろ問題が出されています。これを私、監査としても先ほど意見書の中で強く述べておりましたが、地方創生事業で、かなり無理があります。これは当初私、予算の3月議会でも申しましたが、その交付金をたくさんいただいたけれども、それを有効に使っていけるのかという心配

を当時からしていたわけです。それを何とかやっていこうということで、企画観光課の体制についても私は申し上げたと思います。定住自立圏、その問題もありました。それも事務局は企画観光課としてやっておられる、そういうことで企画観光課の体制をもっと強化する必要があるのと違うかということ、私は前から言っていました。案の定、今現在こうなっているでしょう。きょうも企画観光課長が病気で欠席する、これは組織の体制を見るところが悪いんじゃないですか。先ほども松本議員から職員の健康のこととかも指摘されていましたが、こんなもの常識なんですよ。初めからわかっていることです。これだけ1億何ぼの交付金をもらって、その事業をみんなやっているわけですよ。

それと、もう1点言いたいのは、28年度はプロジェクトチームというものを事例まで出してやっておったんでしょう。それはどうなっておるんですか、29年度は。もう解散されているんですか。それちょっと答弁ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） プロジェクトチームは28年度で解散をいたしております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

解散してそれでいいんですか。今、こんな現状になっていますけれども。そこらを言うているんですよ。もっと町長、副町長が課の状態とかそういうものをちゃんと把握しないといけないんじゃないですか。それでこの本議会の答弁について、課長がおらんから報告もできないというのは、そういうことを住民の人に見られたらどう思われますか。その辺のことをもっと考えてください。

それと、もう1点要望しておきます。

私が地方創生検討委員会のメンバーということで入りましたけれども、これはこの間委員会が持たれました。ここで、地方創生の実施報告とPDCAを回すための意見、そういうものを求めて開催されていましたが、あのときも言いましたけれども、結局委員の人も、今行政がどういうことをやってくれたんかということを、全然わかっていませんでした。そういう中で改善意見とか出して、PDCAを回していくということだっただけ何も意見が出なかったでしょう。中身の何かの事業に1,000何ぼついてあったけれども、どういうふうに使われたんや、この本議会で質問されて同じような意見が出たじゃないですか。その検討委員会等も、あのときも言いましたけれども、もっと委員会の回数をふやして実際に動かしてもらわんと、何のための委員会かわかりません。

それと、最後にもう1点、監査でも指摘しまして、意見書はきょう朗読させてもらいましたけれども、これ以外に具体的な指摘事項は数多く出しております。もうそのことは今、ここでは申しませんけれども、その返事を10月の監査の日には必ず提出していただくように、対応策どういうふう考えたか、それを要望しておきます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。東参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員さんの要望の中で1点、8年前、一般廃棄物処理の件で監査委員でおられて、私が住民課長の立場でごみ処理を事務担当していた関係上、一言ちょっと御説明だけしたいことがありまして、答弁させていただきます。

法に触れるというのが今、問題になっておるわけですが、廃掃法上、一般廃棄物は、行政が最終的な責任を持って処理をするとなっております。先ほど、議論になっています事業系、家庭系については法体系としてはありません。ありませんので、笠置町はあくまで、どんなごみでも今処理しているのは一般廃棄物を処理しているというふうなことになります。法に触れるということはございませんので、そこだけは町長とも再認識をする、それから住民の皆様にも、今法に触れた形の収集はしていないというふうなことは御説明させていただきたいというふうに思います。ただ、その中で問題があるところは、今後は正していかなければならないところは多々あると思いますので、その点だけちょっと説明させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

今の東課長の発言だと、事業系廃棄物というものは存在しないというような認識でよろしいでしょうか。

議長（杉岡義信君） 東参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございますが、法上はございません。事務上、取り扱い上、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物という分類がされているのは、これは事実でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 僕が見ている資料、環境省が出しているホームページの廃棄物処理法の中にも、事業系廃棄物というものは確かに明記されているように僕の中では認識しています。

先ほど読み上げた法令にもあるように、事業者というものは、自分で出した事業についてのごみは適切に処理をするということが法律で定められているはずなんですよ。それを笠置町は事業と認めないのであれば、それは通るような法解釈になるのかもしれませんが、僕の中の法解釈によると、今、笠置町で行われている事業系廃棄物というものの処理は、僕は限りなくグレーなのか黒なのかというぐらいの分類に属しているのではないかという思いがあります。僕自身、一部事務組合に属し嘱託職員として働いていたことが十数年前の話です。それからごみ行政ひとつも進んでいないように僕は思っているんで、今回この28年度の執行予算、適正に使われているんであろうけれども、それが29年度で改善されないものなのか、それが30年度にかかるのか、そういう話をしなければいけないとっていて、そもそもこの間の連合議会のときでもそうですけれども、堀管理者が言われました。事業系廃棄物というものは、町村各自が取り組むものやと。今、東課長の発言だと、笠置町は事業系一般廃棄物に取り組まないというような聞こえ方が、悲しいかな、できるんですよ。事業系一般廃棄物という呼び方があるということは、今、僕が2つ疑問に思っているというか、なぜできないのと思うことは、やはり住民の負担になっていることというのがおかしい。笠置町は裕福なのか、裕福じゃないじゃないですか。なのにもかかわらず、事業者にその排出責任を求めない。それ行政としてどうなんですかという質問ですよ。事業系一般廃棄物のあり方が違法なのかどうなのかということを議論することよりも、笠置町の財政的にもやったほうがいい、住民サービスとしてもやったほうがいい。限りなく法律上グレーであるのか黒であるのかわからないということを行政がそれでもやるんですかという話をしたときに、行政は何と答えるのか。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。東参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

坂本議員の質問なんでございますが、私が述べたのは、あくまで法に触れるかどうかという観点から、西岡議員の趣旨の中で発言させていただきましたので、今、便宜上、事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物のあり方については、やはり是正するところがあるというのは、行政の認識だと思います。私が説明させていただいたのは法に触れるかどうかというところの観点ですので、私の回答はそこの範疇で御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。町長。

町長（西村典夫君） ごみ種には、産業廃棄物と一般廃棄物があると認識をしております。笠

置町におきまして、その一般廃棄物の中におけます事業系のごみと家庭ごみの処理の仕方が
こんがらがっているといえますか、きちんと整理できていない、そういう部分がございます。
そういうことにつきまして、速やかに体制をきちんと築き上げたい、そのように取り組んで
まいります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

認定第 1 号、平成 28 年度笠置町一般会計決算認定の件に反対討論をいたします。

介護保険や国保など負担増が進められる中で、住民の暮らしは大変になるばかりです。町
はこれまで独自の福祉政策を削減してきました。繰越金の活用また国に財政支援を求める
ことで、高過ぎる国保税の引き下げや介護保険料の減免の拡充など負担軽減を進め、さらに
暮らしに寄り添う町政に転換することを求めて、討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから、認定第 1 号、平成 28 年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第 1 号、平成 28 年度笠置町一般会計
決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第 5、認定第 2 号、平成 28 年度笠置町国民健康保険特別会計決算
認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第 2 号、平成 28 年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件に
ついて提案説明を申し上げます。

平成 28 年度笠置町国民健康特別会計の歳入総額 3 億 3, 1 5 6 万 6, 3 4 7 円、歳出総

額 2 億 6, 7 6 4 万 6, 2 7 0 円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 6, 3 9 2 万 7 7 円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、認定第 2 号、平成 2 8 年度笠置町国民健康保健特別会計歳入歳出決算につきまして、概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては 1 ページをお願いいたします。

こちらも款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、不納欠損額及び収入未済額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、1 款国民健康保険税、3, 5 8 3 万 8, 0 0 0 円、4, 2 9 5 万 8, 5 2 0 円、3, 4 5 5 万 8, 4 2 0 円、5 0 万 7, 8 0 0 円、7 8 9 万 2, 3 0 0 円。

2 款使用料及び手数料、1 万円、3 万 3, 9 0 0 円、同じく 3 万 3, 9 0 0 円。

3 款国庫支出金、5, 3 2 8 万 7, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 5, 2 6 6 万 8, 6 3 9 円。

4 款療養給付費交付金、6 3 2 万円 9, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 5 9 1 万 7, 2 9 6 円。

5 款前期高齢者交付金、8, 2 7 2 万 8, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 8, 2 7 2 万 8, 3 9 9 円。

6 款府支出金、1, 4 2 5 万 9, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 3, 2 3 6 万 4, 8 6 5 円。

7 款財産収入、2 万円、調定額、収入済額ともに 3, 8 8 5 円。

8 款共同事業交付金、6, 2 0 7 万 9, 0 0 0 円、調定額、収入済額とも 5, 7 1 4 万 6, 6 2 3 円。

9 款繰入金、1, 3 3 0 万 9, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 1, 2 5 9 万 9, 3 3 7 円。

1 0 款繰越金、2, 1 6 3 万 7, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 5, 3 3 1 万 8, 8 0 1 円。

1 1 款諸収入、1 3 万 7, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 2 2 万 6, 1 8 2 円。

歳入合計は2億8,963万3,000円、3億3,996万6,447円、3億3,156万6,347円、50万7,800円、789万2,300円となります。

続きまして、歳出です。5ページから、こちらも款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額で説明させていただきます。

1款総務費、198万5,000円、151万2,042円、47万2,958円。

2款保険給付費、1億8,590万8,000円、1億7,002万5,587円、1,588万2,413円。

3款後期高齢者支援金等、2,372万2,000円、2,361万3,777円、10万8,223円。

4款前期高齢者納付金等、5万5,000円、1万6,607円、3万8,393円。

5款介護納付金、965万5,000円、961万7,114円、3万7,886円。

6款共同事業拠出金、5,915万8,000円、5,638万213円、277万7,787円。

7款保健施設費、195万7,000円、140万9,973円、54万7,027円。

8款基金積立金、502万円、500万3,885円、1万6,115円。

7ページに移りまして、9款公債費、5万9,000円、ゼロ円、5万9,000円。

10款諸支出金、11万2,000円、6万6,100円、4万5,900円。

11款予備費、200万円、ゼロ円、200万円。

12款老人保健拠出金、2,000円、972円、1,028円。

歳出合計2億8,963万3,000円、2億6,764万6,270円、2,198万6,730円です。

最終33ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。

歳入歳出差引額が6,392万77円、5番の実質収支額も同じく6,392万77円、この金額が翌年度繰り越しとなります。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、国民健康保険特別会計について、監査報告をいたします。

平成28年度における決算額は、歳入総額3億3,156万6,347円、歳出総額2億6,764万6,270円で、歳入歳出差引額6,392万77円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税 3, 455 万 8, 420 円（10.4%）、前期高齢者交付金 8, 272 万 8, 399 円（25.0%）、共同事業交付金 5, 714 万 6, 623 円（17.2%）、国庫支出金 5, 266 万 8, 639 円（15.9%）、府支出金 3, 236 万 4, 865 円（9.8%）、療養給付費交付金 591 万 7, 296 円（1.8%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 1 億 7, 002 万 5, 587 円と歳出全体の 63.5% を占め、共同事業拠出金 5, 638 万 213 円（21.1%）、後期高齢者支援金等 2, 361 万 3, 777 円（8.8%）となっている。

国民健康保険特別会計は、前年度繰越金が 5, 331 万 8, 801 円とし、本年度の剰余金が 6, 392 万 77 円となっている。当該保険制度上、流動的な要素が多分にあり、医療費の増減については予想が立てにくく不用額が出ることはいたし方ないものと推察できる。しかし、診療報酬明細書などによる医療費の動向には常に留意するとともに、医療費の抑制を図るためにも、特定健診、保健指導をはじめとする予防保健事業の実施に工夫と検討を加えて取り組み、さらなる厳しい状況を想定し対処していく必要がある。

一方、我が国の国民皆保険制度を支える国民健康保険において、この経済不況の折、保険税の税収を確保することは非常に厳しい。当該会計は、収益を目的とするものではなく、地域住民の医療を保障し住民の福祉を増進する目的のものであるが、その支出を目的に税率を調整し税額を算定することとしているため、国民健康保険事業の健全な運営上、税収の確保が非常に重要であり基礎となっている。

今年度における国民健康保険税の収入未済額は 789 万 2, 300 円と、昨年度の収入未済額 976 万 8, 120 円と比較すると、その未収金額は下がってきている。保険税の徴収には、納税者へのその相互扶助制度と期限内納付を十分に理解いただき、滞納分の徴収については、京都地方税機構と連携を図り、一般税同様、今後もその徴収に努力されたい。

なお、短期健康保険証の発行に当たっては、滞納者の納税への理解に努め、納付を促進するよう強く望むものである。以上です。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君）　5 番、大倉です。

たしか、国民健康保険というのは、今まで市町村単位から、来年 4 月から都道府県単位になると新聞報道されていますけれども、ただ、その新聞報道を見ていると、やはり都道府県の中でも、市町村によって一般会計から繰り入れが多いとかいろんな関係で、なかなか調

整がつけられていない都道府県が多くあると聞いておりますが、笠置町とか京都府にとっては、現在どういった状況ですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 失礼いたします。

平成29年8月28日に京都府の国保運営協議会が開催されまして、京都府国民健康保険の運営方針が中間案として概要が示されました。市町村の国保は年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が重いなどの構造的な課題がありまして、今後も高齢化の進展等に伴い医療費の増加が見込まれ、財政運営は厳しい見通しであることから、国民健康保険の改正によりまして、議員おっしゃいました平成30年から財政の運営を都道府県単位化し運営の安定化と事業の広域化を推進するということで、都道府県は財政運営を伴い、市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険料の率の決定ほか保健事業等を担うということございまして、窓口業務は今までとは変わらないわけですが、まだ係数の問題の数字とか、国庫からの補助金の使い道とかということがまだ未知数となっております、まだ各町村への納付金の額が確定されていないというような状況でございまして、今後のスケジュールといたしましては、1月から2月にかけて、京都府において市町村ごとの納付金が確定されまして、笠置町の2月の国保運営協議会におきまして審議をいただきまして、3月の議会で条例改正及び予算審議の運びとなる模様でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今聞きましたら、京都府からまだ具体的なことは2月とかそういう話でしたけれども、一応今度の決算を見ていると、国民健康の特別会計のいわゆる一般会計から繰り出しというのは1,259万円ですね、それを歳入計調定額の3億3,966万円で見ると、笠置町はまだ一般会計から繰り出しというか、その率がまだ3.7なんですね。これは確かに低いと思うんですけども、それがいずれ京都府から一斉になれば、笠置町の納める国民健康保険が高いか安いかわかるのはいずれかかってくると思うんですよ。それが高くなればやはり町民に負担が大きくなるという制度でもあるんで、一遍その辺のところ、まだ我々わかりませんけれども、その辺しっかりと調整やっていただきたいと思います。これはなかなか難しい問題ですけども、各保険恐らくどこでも、かんかんがくがくやっていると思います。これは本当になかなか、市町村単位であって、それは今言いましたように笠置町は

3. 7%ですけれども、よその小さなところやったら、もっと一般会計から10%とか繰り出しているところもあるかも知れません。もっと繰り出しているところもあるかも知れません。だからその辺のところもあるんで、これが京都府一斉になれば、笠置町の保険税が高くなるかわかりませんが、その辺のところは未確定ですから、今答弁求めても仕方がないので、この辺は終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第2号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件に反対討論いたします。

自治体の国保財政への国の国庫負担は、かつて2分の1の時期がありましたけれども、現在は4分の1ほどになっています。そのため自治体の国保財政は大変厳しくなっています。町から国に国庫負担の増額を要望し、高過ぎる国保税の引き下げを進めることを求め、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第2号、平成28年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、認定第3号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 日程第6、認定第3号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成28年度笠置町簡易水道特別会計の歳入総額6,280万1,681円、歳出総額5,919万8,317円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに360万3,364円、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れる額は180万5,000円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、認定第3号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書の1ページをお願いいたします。

こちらも款の項目、款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額の順で朗読をもって説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1款分担金及び負担金、20万5,000円、18万円、18万円。

2款使用料及び手数料、3,270万7,000円、3,423万3,006円、3,305万356円、118万2,650円。

3款財産収入、3,000円、1,545円、1,545円。

4款繰入金、2,865万7,000円、2,865万7,000円、同じく2,865万7,000円。

5款繰越金、91万2,000円、91万2,686円、同じく91万2,686円。

6款諸収入、2,000円、94円、94円。

歳入合計は6,248万6,000円、6,398万4,331円、6,280万1,681円、118万2,650円です。

続きまして、3ページ歳出をお願いいたします。

こちらも款の項目の予算現額、支出済額、不用額の順で朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1款総務費、1,312万8,000円、1,295万9,200円、16万8,800円。

2 款衛生費、2, 2 3 6 万 7, 0 0 0 円、1, 9 3 4 万 8, 6 9 8 円、3 0 1 万 8, 3 0 2 円。

3 款公債費、2, 6 8 9 万 1, 0 0 0 円、2, 6 8 9 万 4 1 9 円、5 8 1 円。

4 款予備費、1 0 万円、ゼロ円、1 0 万円。

歳出合計は6, 2 4 8 万 6, 0 0 0 円、5, 9 1 9 万 8, 3 1 7 円、3 2 8 万 7, 6 8 3 円となります。

続いて、最終15ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入歳出差引額は360万3, 364円で、実質収支額も同じく360万3, 364円となります。うち基金として積み立てる金額が180万5, 000円として、残りが繰越金となっております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、簡易水道特別会計について監査報告をいたします。

平成28年度における決算額は、歳入総額6, 280万1, 681円、歳出総額5, 919万8, 317円で、歳入歳出差引額360万3, 364円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が3, 305万356円（52.6%）、一般会計と基金からの繰入金が2, 865万7, 000円（45.6%）となっている。

歳出の主な内訳は、公債費が2, 689万419円（45.4%）、衛生費が1, 934万8, 698円（32.7%）となっている。

当該会計において水道料金が公営企業としての収入源となるが、その収入未済額について、今年度は118万2, 650円となっている。水道料金債権の消滅時効期間は2年と考えられているが、一般税の部分でも述べているとおり、その処分の取り扱いについては、料金納付者との十分な折衝、納付意識の向上を図った上で実施されたい。

歳出面では、決算額が示すとおり、当該会計における一番の支出費目は公債費となっている。この公債費は水道施設の建設費等に充てられた企業債の償還であるが、その性質上、償還期間はそのほとんどが20年以上と長く設定され、単年度支出を平準化しているものの、現状では歳出の5割弱を占めている。当町の水道供給人口が低いことなどが原因となり、水道使用料が伸び悩んでおり、結果として一般会計からの繰り入れ補填に頼らざるを得ない状況にある。

そもそも人口規模が少ない町における給水量の少なさに加え、さらなる人口減少等に伴い供給量が減ってきている状況下において、安易に水道料金の引き上げを行うことで公営企業

としての独立採算制を見込むことはかなり難しい。

また、供給人口が少ない場合にあっても、水道水の供給は住民の生活のライフラインであることから、一定、給水施設の安定した管理、運営を行うことは当然であり、整備を完了してから相当年経過している現代において、今後、当該施設の改修、修繕も見込まれるところである。従来から、料金確保対策や歳出削減策を少ない職員体制の中でも努力されており、さらなる増収並びに支出削減は困難をきわめることと思われるが、経営方針を明確にした中で、能率的かつ効率的な経営基盤を模索し、健全な運営に努められたい。以上です。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君）　今、監査委員からいろいろ説明がありましたけれども、私から少し質問したいと思います。

まず、水道管の本体、あれは法定耐用年数が40年だそうなんですけれども、笠置町の布設された、その辺の年数は幾らぐらいたっているんですか、まだ40年以下ですか、それとも40年以上なんですか。その辺のところがわかれば。

議長（杉岡義信君）　建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君）　大倉議員の質問にお答えしたいと思います。

水道施設の本管、言われましたように法定耐用年数は40年ということになっているようでございます。笠置町の水道施設におきましては、東部飛鳥路につきましては、建設されたのが非常に新しく、まだ耐用年数としましては平成45年度以降でございますので、まだまだ耐用年数というのはございます。また、有市、それから笠置簡易水道の2施設につきましても、建設されたのは非常に古いところなんですけれども、途中で耐震管の布設がえというのをやっているようございまして、また詳しい調査等必要になってくるかと思うんですけれども、耐震管の布設を行っておりますので、その年度から考えますと、もう少し耐用年数はまだ残っているかというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　大倉君。

5 番（大倉 博君）　5 番、大倉です。

耐用年数はいけているという話なんですけれども、やはり全国的に地震とかいろんな災害が起きている、そのインフラ、やっぱり水というのが一番大切なことなんで、常にやっぱりそういった耐用年数のことも考えて、それと今後、耐用年数が切れた場合に、切れて掘り返すというたら物すごいお金がかかると思うんですよ。だから、こういった金ではまた基金が何か、いろんなことで財政負担にかかってくると思うんですね。そういったことも考えてく

ださい。

そして、次に、大体5,000人以下の簡易事業者は——私たちの笠置もそうなんですけれども、全国で6,000ほどあるらしいですね。それと、先ほども人口減少のことが監査委員から出ていましたけれども、人口減少により水道事業者がどのように考えておられるのか、また2年後にはもう消費税が8%から10%に上がる予定ですね。だからその辺のところも踏まえて、そして先ほどありましたけれども、一般会計からの繰入金で2,865万7,000円、歳入の調定額は6,398万円、44.8%、約半分ほど占めているわけですね。今後、人口減少に伴う水道の利用とかなくなれば、やはりそういった一般会計の繰り入れなんかも多くなってくるのではないかと思うんですけれども、その辺のところどうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

水道施設の今後の方向性につきましては、私、今どういう方向でということ具体的にお答えできる知識も経験も持ち合わせておりませんが、基本的には各市町村で水道事業を運用していくのは非常に困難であるということが全国的にも言われておるところでございます。そんな中で、京都府を中心としました水道事業の広域化、グランドビジョンというような流れが、今流れとしてはあります。京都府全体で水道施設を守っていこう、水道の供給を安定させていこうというのが方向性であると思います。しかしながら、なかなか京都府全体で水道事業をというのは難しいことであるというのとも思われます。そういった中で、まずは町から、まずは東部3町村からというような中で、担当者の中で、そうした今後を見据えた調整が、今年度からですけれどもいろんな契約のすり合わせですとかということ始めていこうと、まずそこから始めた中で将来的なことをまた検討していきたいというような段階でございます。その点御理解いただきたいと思います。

また、繰入金の件でございます。水道料のほうには消費税が入っております。当然、消費税が上がりますと水道料金も上がってくるのかなと思うんですが、そういった中でも、やはりこの起債を償還していかなければならんという中で、やはり一般会計からの繰り入れというのは必要不可欠なものになってくると思います。こういった中で、今後も一般会計からの繰り入れというものはお願いしていかなければならんというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

今答弁いただきまして、京都府との広域とかそういった話をおっしゃったけれども、京都府じゃなしに、私、前の全体協議会の中でも話しましたけれども、例えば、奈良市がそこまで広岡まで来ている、打滝がそこまで柳生から来ている、本管を直結させれば奈良市のところ水道そのままもらえれば、4カ所の簡易箇所があるけれども、その維持費が要らなくなる、どっちがコストが高くなるか、そういったことも将来やっぱり人口が減ってきたら検討してもらいたいというか、そういうことをぜひとも検討、前向きに都道府県を超えて、奈良市がそこに来ているから、広岡というのはもう笠置みたいなものですね。柳生も笠置みたいなもので、そこから上から下へ水が流れたら、本管がつながったら簡単なことなんです。それはできるかどうかわかりませんが、将来的にはやっぱりそういった方向も考えていただければありがたいなと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

この資料の10ページ、朝もお願いしたんですが、時間外勤務手当が255万3,000円あるんですね、この中。これ前年と比べれば非常に少なくはなっています。しかし、一般職の給料が547万9,500円と、これ先日、人数に変化がないかということをお聞きしましたところ、変化なしということになっているんですが、どうして230万円もアップになったのか。

それと、12ページにありますところに、これはお聞きしたいんですが、手動式ノズルスルース弁保守点検というのを前年度やっておられるんですが、これは何年ごとに点検されるのか、その金額は63万720円、昨年は計上されています。これ何年ごとに保守点検されるのか、ちょっと説明願います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 失礼します。

松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

水道事業のほうにつきましては、土日祝日等出勤する機会が多くございまして、また集金、検針、見回り、土日で職員の対応する時間が非常に多くございます。課内でも集金等、分散して対応しているところがございますけれども、今後は職員の健康面等を十分考慮いたしまして、さらなる課内調整を検討していきたいというふうに思っております。

それから、12ページの件なんですが、ノズルといっても場所がわかりにくいんですが、

もう一度お願いできますでしょうか。すみません、２７年の実施分で、２８ではしていなくて、それはどれぐらいのペースでせなあかんのかというこの御質問かというふうに思います。申しわけございませんけれども、私まだそこまで把握できておりませんので、次の説明の機会にまたさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

３番（向出 健君） ３番、向出です。

認定第３号、平成２８年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件に反対討論します。

当町は消費税について８％増税分を上乗せして水道料の引き上げをしています。消費税は所得税のように収入を基準とした税の負担能力に応じた税金とは性質が違い、負担能力とは関係なくかかる税金です。消費抑制もあり、大変問題のある税金です。こうした税を当然とする姿勢を改めることを求め、反対討論いたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから認定第３号、平成２８年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第３号、平成２８年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

この際、１５分休憩します。

休 憩 午後２時１０分

再 開 午後２時３０分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第７、認定第４号、平成２８年度笠置町介護保険特別会計決算認定

の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第4号、平成28年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成28年度笠置町介護保険特別会計は、歳入総額2億6,231万5,981円、歳出総額2億4,454万1,911円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1,777万4,070円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、認定第4号、平成28年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について、概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページをお願いいたします。

こちらも款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1款保険料、4,579万6,000円、4,753万1,690円、4,552万3,600円、200万8,090円。

2款使用料及び手数料、1,000円、1,800円、1,800円。

3款国庫支出金、6,015万4,000円、調定額、収入済額ともに6,613万7,862円。

4款支払基金交付金、6,601万9,000円、6,261万1,000円、同じく6,261万1,000円。

5款府支出金、3,597万6,000円、調定額、収入済額ともに3,668万2,785円。

6款財産収入、1,000円、25円、25円。

7款繰入金、3,372万5,000円、調定額、収入済額ともに3,239万6,578円。

8款繰越金、1,258万3,000円、調定額、収入済額ともに1,881万

5, 797円。

9款諸収入、27万4,000円、調定額、収入済額ともに14万6,534円。

歳入合計は2億5,452万9,000円、2億6,432万4,071円、2億6,231万5,981円。200万8,090円。

続いて、歳出に移らせていただきます。

3ページ、こちらも款の項目と予算現額、支出済額、不用額の欄を朗読して説明にかえさせていただきます。

1款総務費、194万4,000円、178万3,762円、16万238円。

2款保険給付費、2億3,505万1,000円、2億2,690万7,381円、814万3,619円。

3款地域支援事業費、1,018万5,000円、955万4,348円、63万652円。

4款基金積立金、1,000円、25円、975円。

5款公債費、3万円、ゼロ円、3万円。

6款諸支出金、631万8,000円、629万6,395円、2万1,605円。

7款予備費、100万円、ゼロ円、100万円。

ページをめくっていただきまして、歳出合計です。

2億5,452万9,000円、2億4,454万1,911円、998万7,089円となります。

最終29ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入歳出差引額が1,777万4,070円、実質収支額も同じく1,777万4,070円となっております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、介護保険特別会計の監査報告を実施いたします。

平成28年度決算額は、歳入総額2億6,231万5,981円、歳出総額2億4,454万1,911円で、歳入歳出差引額1,777万4,070円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料4,552万3,600円（17.4%）、支払基金交付金6,261万1,000円（23.9%）、国庫支出金6,613万7,862円（25.2%）、府支出金3,668万2,785円（14.0%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が２億２，６９０万７，３８１円（９２．８％）、地域支援事業費は９５５万４，３４８円（３．９％）となった。

当町では６５歳以上の人口が約４割を超えるほど高齢化が進んでいる。このため、老老介護や家族だけで介護を行うことが困難である状況が進んでおり、家族及び高齢者の大きな不安要素となっているのが実情である。介護保険制度を安定した制度として維持していくためにも、介護予防事業や健康づくりの取り組みの充実を図られるよう希望する。

なお、当会計を支える第１号被保険者についての保険料の収入未済額が２００万８，０９０円となっている。保険料はサービスを提供する貴重な財源であることから、今後とも未納者に対し制度の理解と徴収の促進に努力されたい。以上です。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

３番（向出　健君）　３番、向出です。

認定第４号、平成２８年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件に反対討論いたします。

当町は第６期、２０１５年度から２０１７年度の介護保険料を大幅に引き上げをいたしました。世帯全員が町民税非課税で、本人の公的年金など収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の方の保険料は、前期は年２万９，４００円、今期は年３万４，５００円と年５，１００円もの増額です。大変低い収入の方から保険料負担を求めることは自治体の住民の福祉向上、暮らしに対する姿勢が問われる問題です。介護保険料の引き下げ、減免拡充など負担軽減と住民の方の介護の実態に寄り添った介護保険制度の充実を求めて、反対討論いたします。

議長（杉岡義信君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　これで討論を終わります。

これから、認定第４号、平成２８年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第4号、平成28年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、認定第5号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第5号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計の歳入総額5,983万9,083円、歳出総額5,903万1,049円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに80万8,034円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

認定第5号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計の決算書について概要説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、数値の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページ、歳入からでございます。

1款後期高齢者医療保険料、2,071万4,000円、2,035万2,958円、2,025万7,020円、6万1,300円、3万4,638円。

2款使用料及び手数料、6,000円、4,700円、4,700円。

3款繰入金、3,930万7,000円、調定額、収入済額ともに3,862万5,300円。

4款繰越金、14万3,000円、調定額、収入済額ともに48万4,345円。

5款諸収入、57万1,000円、調定額、収入済額ともに46万7,718円。

歳入合計は6,074万1,000円、5,993万5,021円、5,983万9,083円、6万1,300円、3万4,638円となります。

続きまして、歳出、3ページをお願いいたします。

こちらにも数値の朗読をもって説明にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

1 款総務費、2 5 万円、6 万 3, 8 5 6 円、1 8 万 6, 1 4 4 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、5, 9 6 7 万 9, 0 0 0 円、5, 8 4 6 万 5, 6 5 4 円、1 2 1 万 3, 3 4 6 円。

3 款諸支出金、2 1 万 1, 0 0 0 円、1 1 万 6, 4 3 5 円、9 万 4, 5 6 5 円。

4 款保健事業費、5 0 万 1, 0 0 0 円、3 8 万 5, 1 0 4 円、1 1 万 5, 8 9 6 円。

5 款予備費、1 0 万円、ゼロ円、1 0 万円。

歳出合計は 6, 0 7 4 万 1, 0 0 0 円、5, 9 0 3 万 1, 0 4 9 円、1 7 0 万 9, 9 5 1 円となります。

最終 1 3 ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

3 番、歳入歳出差引額が 8 0 万 8, 0 3 4 円、実質収支額も同じく 8 0 万 8, 0 3 4 円となっております。以上、概要説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、後期高齢者医療特別会計について監査報告をいたします。

平成 2 8 年度決算額は、歳入総額 5, 9 8 3 万 9, 0 8 3 円、歳出総額 5, 9 0 3 万 1, 0 4 9 円で、歳入歳出差引 8 0 万 8, 0 3 4 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料 2, 0 2 5 万 7, 0 2 0 円（3 3. 9 %）、一般会計からの繰入金 3, 8 6 2 万 5, 3 0 0 円（6 4. 5 %）となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が 5, 8 4 6 万 5, 6 5 4 円と全体の 9 9. 0 %を占めております。

当該会計における保険料の普通徴収分の不納欠損額として 6 万 1, 3 0 0 円を計上している。他の会計同様、債権徴収についてはその趣旨を十分理解し、高齢化の進む当町としては、当該会計も後期高齢者に係る医療費の増減のため不確定要素によって左右されるという流動的性質が多分にあると思われるが、保険料については督促状の発布等、滞納額が増加しないように徴収され、効率的な財政運営を図ることを期待する。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

後期高齢者、私も、もう間もなく何年かしたらなるんですけれども、笠置町人口 1, 4 0 0 として、7 5 歳以上の方は何人おられるのか、そして 7 5 歳以上の将来的な人口は何人ぐらいかわかりますか。そして、また若い人、小さい人、ゼロ歳から中学生未満の方は今現在、私推測では大体 6 0 人ぐらいだと思うんですけれども、大体何人ぐらいですか。

そして、笠置町の人口の減少率というのは、京都府で心配されたとおりになっております。私が調べたところ、この過疎債の関係の資料に基づいて言いますと、やはり5年ごとの国勢調査を見れば、やっぱり3%台がずっと多かったんですけれども、平成17年に8.8%、そして22年には13.3%の減少率、そしてこの前の27年の国勢調査を見ると、そこからマイナス15.8%と、やはり2桁、だんだん減少率が高くなっているわけですね。そういった意味で今言いましたこの2点のこと、答弁いただけますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼します。

ただいま大倉議員より御質問いただいた、まず75歳以上の人口と見通しでございますが、おおむねで370人が推移しているところでございます。見通しにつきましては、65歳以上人口もそうですが、概要でお答えで申しわけないんですが、総人口が減る中で高齢者は横ばいというふうな趨勢といたしますか、そういう流れで当面は推移すると考えております。

それと、人口でもう少し詳しく言いますと、29年3月末で該当者が370名でございます。それで、ちなみに例えば27年度、2年前を見ますと372名、それから4年前376名ですので、総人口が減る中で対象者の人数としては370名前後を推移しているというふうなところでの近々でございます。

それから、中学生以下の人口については、ちょっと持っている資料で若干わかるかなとは思いますが、私の範囲ではないので、足し算はしていないんですけれども、15歳以下でしたら29年3月末で15歳以下、国調とは違いますけれども住基人口で57名というふうなところでございます。2年前でしたら68名おられましたね、27年の3月末でしたら。やはり、そういう形で若年者の人口が減っていくというふうなところでございます。

あと最後、人口減少率につきましては、一昨年前に2040年を目安にした推計、これは人口推計研究所で670人とかそのような推計もされていると思います。その根拠となった要素については、私ども事務的には容認できないような数値も用いているところはございますが、一応そういうふうな推計の中で曲線を描いて減少していくんだらうなというふうなことは推定できるかと思います。最後の人口減少については答えになっていないかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

やはり私が心配しているのは、中学生以下は29年3月で57名、大体笠置の中学校、こ

の前運動会も見に行かせてもらいましたけれども、50人ぐらいでしたね。ことし中学校へ入られたのが笠置からは2人、だから中学校で今15人ぐらい違うかな。だから、そういうことで推測したら60人ぐらいと言いましたけれども、やっぱり57名、人口構造、この7次高齢者福祉計画、27年3月につくられた、黒で団塊の世代とここに引いていますけれども、これが25年、4年前ですか、だからもうちょっと上がっているわけですね。そうすると、これ見たらほんまにこんな状態、だから本当に笠置の人口減少率というのは若年が本当に少なく、そうしたことも過疎債のところにも若年の減少が71%とか大きくとか、逆に高齢者が180以上とかいろいろ書いていますけれども、まさしくこのピラミッドを見れば本当にこういうことなんです。一番やっぱり心配なんですね。その中で、今この後期高齢者のことなんですけれども、今、団塊の世代の人が将来あと68ですか、7年後にはちょうど後期高齢者になる。そうすると、この後期高齢者の特別保険がどうなるかと、今度一応特別会計で一般会計から繰り出しが3,862万円、それで歳入の調定額が5,993万円で、一応率としては64.4%を一般会計から繰り出しているわけですね。そうすると、この形が大きくなれば、余計そういう形に人口が減ってきて、余計そうなるんじゃないかと危惧するわけですね。だから将来的な展望、どういったことが解決策があるんかわかりませんが、もし将来的な予測を考えたら、本当に笠置というのは消滅自治体とよく言われていますけれども、これを見れば一発にわかるんですね。既にそういうことで、もしわかれば将来的な展望というか、後期高齢者の介護保険がこのまま一般会計からどんどん繰り出し、それはなかなか難しいんですよ。医療費が、1人が高い金を使えば、またそういう問題も出てくるけれども、わかりませんが、そういった点ちょっとお答え願えますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 介護保険もそうなんです、後期高齢者医療保険、特に介護保険については非常に御負担をおかけした中で、お金をいかに有効に使うかというところが、事務職としては一番気を使っているところでございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、もう既に京都府で一元化されておりますので、保険料の決定については、後期高齢者医療広域連合のほうで京都府下の平準化を図った中で付加されております。

将来的な見通し、団塊の世代、先ほど言われたように2025年がどこの町村もピークが来るだろうというふうなところで、来年度、正式には30年度4月から、それを見越した中で介護については総合事業というふうなことで疾病予防、介護は介護予防のために医療費

がかからんようにする。医療サイドでは、京都府の保健医療計画というのが今同時に見直しされていて、後期高齢者も含んで介護と医療、後期の医療、いかに団塊の世代を乗り越えるかということで、日々会議を担当者も踏まえてやっていますし、今、試行しております。介護医療連携については、圏域で圏域のネットワークをつくって、いかに情報の共有を図って、在宅医療、介護等連携を図るかというところで、非常に今、試行錯誤をしているところでございます。

これはちょっと介護とどうしてもダブるんですけども、認知症の対策につきましては東部3町で広域的に取り組むようなことも、本年度試行としてやります。来年度、正式に発足します。そういう取り組みとあわせて保険料の関係なんでございますが、1割分を保険料で賄っている、全体の医療費の5割は国・府、それから4割は現役世代、1割は高齢者、全体の後期高齢の医療費はそういう構成になっておりまして、その1割、10%というのは、正直変動します。なぜかという、先ほど言われた2025年を見据えた中で、高齢者比率というのを変動するような仕組みにしております。当然、若年層が減れば若年層の負担が大きくなっていくわけですから、反対に高齢者の負担がふえてくるような仕組みになっています。反対に、年寄りにとってつらいやないかというような話があるんですけども、今の現代の制度はそういうことになっていまして、現実的には保険料は10%とされているところなんですけど、今現在28年度ぐらいでは10.8ぐらいは実質的に変動しているというふうに把握しているところでございます。高齢者にとってつらい話になるわけでございますが、現制度ではこういうふうな変動制の保険料算定をしているということは言えると思います。将来的にはちょっとどうなるかわかりませんが、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど75歳以上の方370人とおっしゃっていただきました。既にこの9月15日に敬老会がありますけれども、そのときの案内状では400人となっていましたんですけども、その数字とはちょっとどうか知りませんが、既に400人となっていましたから、案内状が。だから既に高齢化率も進んで、今後やはり笠置町にとって一番大きな問題はこういった年金、医療、介護保険とかこういった社会保障の負担増というのはやっぱり一番大きな問題、これは笠置町だけでなく全国的にそういうことになります。だからそういったことで、一応この4つの特別会計をやっていただきましたけれども、この特別会計の一般会計から出している金、総額すると1億1,225万円になります。それを歳入の調定額の17億

2,000万円からすれば、6.5%なんですけれども、だからその辺も加味して、今後できれば本当は特別会計ですから、一般会計から繰り入れるというのは、本当はなければいいんですけれども、そうはなかなかいかない部分もあります。できるだけ繰り入れのないように、そういった行政をやっていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第5号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件に反対討論をします。

後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直され、2016年度、2017年度は保険料を引き上げました。被保険者一人一人にかかる均等割額が年4万8,220円で740円増、所得割が9.61%と0.44ポイントの増加です。均等割は年金収入80万円、120万円の方それぞれ年の負担が4,822円、7,233円となっています。これだけ低い収入の方から保険料負担を求めること自体が問題で、さらに国は2017年度から低所得者の方への特別の軽減措置の廃止を決めており、そうすると年金収入80万円、120万円の方はそれぞれ負担が3倍、2倍とはね上がります。後期高齢者医療制度が高齢者の医療充実どころか、暮らしを圧迫しているのが実態です。後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の安心の医療の充実と高齢者の暮らしに寄り添う医療制度を求めて、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第5号、平成28年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君）　これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第２日目は９月２０日午前９時３０分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散　　会　　　午後３時０９分